

コンサルタント等契約における 経理処理ガイドライン

2023年10月

(2024年4月追記版)

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

＝ 目 次 ＝

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 【第1部】 | 3 |
| I. 契約金額の構成 | 3 |
| II. 報酬 | 3 |
| 1. 報酬単価 | 3 |
| 2. 業務量（業務人月） | 4 |
| 3. 基準額を超える報酬単価の設定 | 5 |
| 4. 紛争影響国・地域における報酬単価の加算 | 5 |
| 5. 精算について | 6 |
| III. 直接経費 | 6 |
| 1. 旅費（航空賃） | 9 |
| 2. 旅費（その他） | 14 |
| 3. 一般業務費 | 17 |
| 4. 通訳備上費 | 24 |
| 5. 報告書作成費 | 24 |
| 6. 機材費 | 25 |
| 7. 再委託費 | 27 |
| 8. 国内業務費 | 28 |
| IV. 見積書作成に当たっての留意事項 | 30 |
| 1. 見積額の積算 | 30 |
| 2. 見積額の定額計上及び別見積り | 30 |
| 3. 本邦研修・招へいにおける報酬及び直接経費について | 30 |
| V. 契約交渉における見積額の確認（企画競争の場合） | 30 |
| 1. 報酬の額について | 30 |
| 2. 直接経費の額について | 31 |
| 3. 一般業務費に係る合意単価方式 | 31 |
| 4. 定額計上 | 32 |
| 5. 本邦研修・招へい | 32 |
| 6. 支払いにかかる確認事項 | 32 |
| 7. 決算について（上半期、年度末） | 32 |
| 8. 契約業務履行上のリスク項目 | 33 |
| VI. 精算について | 33 |
| 1. 「報酬」における業務従事人月の確認 | 33 |
| 2. 「直接経費」の精算（合意単価方式） | 33 |
| 3. 「直接経費」の精算（実費精算方式） | 34 |
| 4. 「直接経費」の精算（定額計上） | 34 |
| 5. 実費精算方式における具体的留意事項 | 34 |
| 6. 一般業務費支出実績総括表の確認について | 36 |
| 7. 各種支払について | 36 |
| VII. 継続契約 | 38 |
| 1. 次期契約の締結日 | 38 |

| | |
|--|-----------|
| 2. 次期契約の報酬単価 | 38 |
| 3. 継続契約手続きについて | 38 |
| VIII. 国内業務／国内業務主体の契約 | 39 |
| 【第2部】 | 42 |
| IX. QCBS方式ーランプサム契約 | 42 |
| 1. 見積書作成に係る留意事項 | 42 |
| 2. 契約交渉における見積額の確認 | 42 |
| 3. 精算に係る留意事項 | 43 |
| X. 一般競争入札（総合評価落札方式） | 44 |
| 1. 経費積算に係る留意事項 | 44 |
| 2. 契約金額の確定及び精算に係る留意事項 | 45 |
| XI. 業務実施契約（単独型） | 49 |
| 1. 契約金額の構成 | 49 |
| 2. 報酬／直接人件費 | 49 |
| 3. 旅費 | 49 |
| 4. 一般業務費 | 50 |
| 5. 機材費 | 50 |
| 6. その他原価・一般管理費等（国内業務／国内業務主体の契約のみ） | 50 |
| 7. 契約期間を分割する場合 | 50 |
| 別添資料1：業務従事者の格付確認・認定の運用について | 51 |
| 別添資料1－2：調達・派遣業務部が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に適用する格付基準 | 52 |
| 別添資料2：報酬単価表（業務実施契約及び単独型） | 54 |
| 別添資料3：特別宿泊料単価 | 62 |
| 別添資料4：見積根拠資料提出時の留意事項 | 67 |
| 別添資料5：コンサルタント等契約における支払いの請求について | 68 |
| 別添資料6：複数の前金払と部分払が混在する場合の取扱い | 72 |
| 別添資料7：業務実施契約における精算報告書の作成方法について | 75 |
| 別添資料8：精算報告書の電子提出方法について | 78 |
| 参考資料1：コンサルタント等契約（業務実施契約）に係る報酬単価について | 79 |
| 参考資料2：業務実施契約（単独型）の報酬の内訳 | 81 |
| 参考資料3：コンサルタント等契約における業務内容と業務従事者の格付目安 | 82 |
| 参考資料4：様式集（変更契約兼用_見積書_契約金額内訳書_契約金額詳細内訳_業務従事者名簿／入札金額内訳書（兼契約金額内訳書）_業務従事者名簿） | 82 |
| 参考資料5：精算チェックポイント | 82 |

はじめに

JICAが「コンサルタント等契約」として分類している契約（以下「コンサルタント等契約」）の経費の取扱いについては、2011年度に大幅な積算基準の改正を行いましたが、2019年度、コンサルタント業界の協力を得て改めて経費実態調査を行い、その結果に基づき、再度積算基準の改定を行いました。

今回の改訂では、2019年4月に導入を開始した企画競争（QCBS（Quality- and Cost-based Selection）（以下「QCBS」））を適用している契約の経理処理及び従来型の企画競争（Quality-based Selection）方式（以下「QBS」）を適用している契約の経理処理を統合し、加えて一般競争入札（総合評価落札方式）（「以下、総合評価落札方式」）、業務実施契約（単独型）（「以下、単独型」）の経費に関する内容を集約し、経理処理ガイドラインを一本化しました。本ガイドラインの対象となる選定方式は以下のとおりです。

<選定方式対象>

1. 企画競争（QBS/QCBS/単独型）
2. 一般競争入札（総合評価落札方式）

第1部では、基本的に企画競争（QBS及びQCBS）の選定方式について説明していますが、費目の考え方については、全選定方式に共通するものです。第2部では、総合評価落札方式及び単独型の選定方式について、それぞれ個別に特記した事項について説明しています。

本ガイドラインで解説している「積算基準」は、選定の結果優先契約交渉権者となった者との契約交渉や総合評価落札方式案件の入札時において、業務の価格、すなわち契約金額の積算方法として準拠することを求める基準です。このため、プロポーザルとともに提出される見積書（総合評価落札方式の場合は「入札書」。以下同じ）においても同じ基準で積算されていることが契約交渉を円滑にすることとなりますので、見積書作成の段階から、本ガイドラインを参照し、適切に見積書を作成していただくと幸いです。

本ガイドラインのうちプロポーザルや見積りに関しては、2023年10月公示より適用し、その他の改定点については、基本的に全案件に対し適用します。

※2022年4月の改定では、航空券クラスの確定方法を「学歴年次」から「格付と渡航地域に基づく」へ変更しており、2022年4月1日以降に公示する契約及び同日以降を継続契約の打合簿承認日とする契約に適用しています。また、2022年4月1日以降に契約締結する案件も適用可とします。この場合は契約書本体に共通仕様書の上書きをする又は3者打合簿¹を取り交わしています。

¹ 打合簿の詳細は、[「業務実施契約における契約管理ガイドライン」](#)を参照してください（以下、打合簿について同じ）。

<参考：コンサルタント等契約における各種選定方式及び概要一覧>

| 選定方式 | | 概要 |
|----------------------|------|--|
| 企画競争 | QBS | 競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価します。なお、業務実施契約では、評価点が第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して評価しています。 |
| | QCBS | 競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行います。 |
| | 単独型 | 競争参加者が提出する簡易プロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の1名の能力等を総合的に評価します。 |
| 一般競争入札 (総合評価落札方式) | | 競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定します。 |

【第1部】

I. 契約金額の構成

契約金額は、「報酬 (Remuneration)」と「直接経費 (Reimbursable Expenses)」の2つに分類されます²。

「報酬 (Remuneration)」は、契約締結時に業務従事者の格付毎に報酬単価を合意・設定し、業務従事者の業務従事実績に基づき支払います（報酬額の契約金額が上限となります）³。報酬は、特記仕様書に規定されている「業務」が実施されたことに対する対価（報酬）であり、発注者の検査職員による「検査」に合格することが支払の条件となります。この報酬には、業務従事者の「直接人件費」や業務従事者をバックアップする業務支援要員の人件費、事業部門の水道光熱費等の「間接原価」に加え、受注者の経営・管理部門の人件費をはじめとする「一般管理費」と法人を継続的に運営するために必要な「付加利益」等を含んだものとして、単価が設定されています。

「報酬」に加え、契約金額には「直接経費 (Reimbursable Expenses)」が含まれます。直接経費は「業務に関連して発生する第三者への支払い（実費）を補填する経費」として契約締結時に合意されるもので、上述の直接人件費、間接原価及び一般管理費・付加利益に含まれるものを除きます。

具体的には、航空賃や日当・宿泊料等の旅費、通訳・車輛借上げ費用、現地業者に再委託する調査の費用などが直接経費の対象となり、支出実績又は契約締結時に設定された合意単価に基づき、支払が行われます。なお、直接経費として計上が可能な費目は、本ガイドライン「Ⅲ. 直接経費」に解説されている費目のみとなりますので、ご注意ください。

直接経費の支払額確定に当たっては、①業務に関連した経費であったか、②第三者への支払が発生したか、③経済的な価格であったかといった点を発注者が確認（＝精算）します⁴が、合意単価に基づくものについては、②及び③の確認が省略できます。

II. 報酬

1. 報酬単価

報酬額は、業務従事者毎の報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて算定・合算します。

報酬単価（月額）は格付ごとに設定され、格付は当該業務従事者が担当する業務の内容・難易度に応じて、契約交渉において協議、設定します。各格付の内容・難易度

² コンサルタント契約の報酬に係る国際的な運用に準じています。

³ 業務従事実績を確認して報酬額を確定する方法は、世界銀行や円借款事業のコンサルタント契約で多く利用される「Time-based Contract」の制度を準用したものです。

⁴ このように、直接経費については支出の確認（＝精算）の対象となりますが、報酬については、契約締結に際して発注者・受注者間で合意する額であるため、報酬額の内訳（直接人件費等）について、事後的に「業務従事者に実際いくら給与・賞与が支給されたのか」、「受注企業としての販売管理費が実際いくらであったか」などについて発注者が確認することはありません。

の目安は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」⁵の「別添資料5：コンサルタント等契約における業務内容と業務従事者の格付目安」を参照してください。

格付毎の報酬単価（月額）の上限額は「**別添資料2**報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」のとおりです。

個別の業務従事者の格付は、上述のとおり業務の内容・難易度に応じて設定されますが、併せて、当該業務を担当する業務従事者が格付された号に相当する経験・能力があるのかについても確認・認定が必要となります。

格付の確認・認定の運用については、「**別添資料1**業務従事者の格付確認・認定の運用について」で解説します。

個別契約の個別業務分野の格付及び報酬単価は、契約交渉や**実施中**に確定します。なお、同一号の格付は同一単価とします。

2. 業務量（業務人月）

業務量（業務人月）は、予定業務日数を人月に換算して算定します。この換算は、現地業務においては拘束日（本邦出発日から本邦帰国日）30日＝1人月⁶とし、**準備業務**⁷においては稼働日（業務を行った日）20日＝1人月とします。

具体的な計算方法は次のとおりです。計算方法が異なりますので、現地業務分と**準備業務分**を別々に算出することとなります。

（1）現地業務

業務従事者ごとに配置日数（拘束日）を合計し、30日で除して、業務人月を算出します。小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算定します。

ただし、業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します。

（2）準備業務

業務従事者ごとに配置日数（稼働日）を合計し、20日で除して、業務人月を算出します。

（3）海外居住者（業務対象国／地域の居住者を含む）現地業務

海外居住の業務従事者については、日当・宿泊料が計上される場合は「現地業務」とし、日当・宿泊料が計上されない場合は「稼働日20日で1人月」として取り扱います。日当・宿泊料を計上できるか否かについては次のとおりとします。

- ✓ 海外居住の業務従事者が、「居住地及び通勤可能範囲」で業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できません。したがって、「稼働日20日で1人月」とします。
- ✓ 海外居住の業務従事者が、「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地域で業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できます。したがって、「**現地業務**」（拘束日30日で1人月）とします。
- ✓ 海外居住の業務従事者が本邦で業務を行う場合、日当・宿泊料を計上できますので、その業務は「**現地業務**」です。

⁵ 「<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>」参照。

⁶ 「拘束日」には、1人月（30日）当たり10日以内の移動日又は休息日が含まれることを想定しています。

⁷ **準備業務とは、現地業務のための準備や整理、調査等の業務とします。**

3. 基準額を超える報酬単価の設定

- (1) 企画競争説明書／入札説明書（単独型の場合は公示）（以下、「企画競争説明書等」）において、JICAが想定する格付を記載しておりますが、競争参加者は、異なる格付を提案することを認めます。その場合は、契約交渉にて業務内容および妥当性等を確認します。
- (2) 業務の性格及び市場の実勢に照らし、「別添資料2報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」の報酬単価（月額上限額）では適切な業務価格の積算が困難とJICAが判断する場合には、特号の報酬単価を超える金額で契約をすることがあります。その場合、企画競争説明書等において、該当する担当専門分野及びその報酬単価（月額上限額）を指定します。競争参加者は、企画競争説明書等に指定する報酬単価を勘案し、見積書において適切な報酬単価を設定してください。競争参加者が提示する報酬単価については、契約交渉段階で単価の妥当性を確認します。

4. 紛争影響国・地域における報酬単価の加算

「表1報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」に定める「紛争影響国・地域」において実施する業務に対しては、「極めて劣悪な治安情勢により、日常生活行動範囲が著しく限定される等生活環境が厳しく、生活物資の調達や心身の健康維持が極めて困難である地」での業務に対するインセンティブとして報酬単価を加算し、「別添資料2報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」に規定する「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を適用し、企画競争説明書等に明記します。

なお、複数の契約履行期間に分割して契約書を締結する場合であって、**当初契約時には業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」だったものの、継続契約の打合簿承認日において業務対象国・地域が「紛争影響国・地域」から外れている場合は、当該継続契約について、報酬単価の加算のない上限額を適用します。逆に、継続契約の打合簿承認日において、「紛争影響国・地域」に新たに指定されていた場合には、「表1報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」」の上限額を適用します。**

【表1：報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」】

| | |
|------|---|
| アジア | アフガニスタン パキスタン（イスラマバード市及びアボタバード市、ラホール市を除く。） フィリピン・ミンダナオ地域（M I L F 紛争影響地域） |
| アフリカ | スーダン 南スーダン コートジボワール（大アビジャン圏を除く。） コンゴ民主共和国（キンシャサ市を除く。） リベリア ギニア（コナクリ市を除く。） エリトリア チャド マリ |

| | |
|-------|--------------|
| | ブルキナファソ |
| 中東・欧州 | イラク ウクライナ |
| 中南米 | ハイチ |

5. 精算について

業務完了時の業務従事実績の確認は、「業務従事者の従事計画/実績表（監督職員確認印付）」に基づき行います。

現地業務については配置日数（拘束日）実績でのカウントになりますので渡航期間中に他業務に従事した場合等の例外を除き、出発日と帰国日を確認して、実績を確定します。

Ⅲ. 直接経費

「Ⅰ. 業務価格の構成」において、直接経費を「業務に関連して発生する第三者への支払いを補填する経費」と説明していますが、「業務に関連して発生する第三者への支払い（実費）」をすべて補填する（「直接経費」として計上する）ことを認めているわけではありません。例えば、JICA 本部で打合せを行うための移動費や旅券・査証取得費、海外渡航に必要なワクチン接種費などは、「報酬単価」に含まれている想定ですので、「直接経費」の対象とはしていません。直接経費として、契約金額の内訳に計上を認める費目は「**表2**直接経費の費目構成」のとおりです。

【QCBS 方式のランプサム契約について 対象：2023 年 10 月以降の公示】
QCBS において価格競争を行った費目は、ランプサム契約として見積金額を契約金額とします。詳細は第 2 部 QCBS 方式—ランプサム契約を参照してください。

【合意単価及び精算方式について 対象：2023 年 9 月末までの公示】
QCBS において価格競争を行った費目は、契約交渉にて渡航回数や総現地業務人月等に対する単価を設定し、精算報告時に証拠書類（領収書等）を提出することなく数量確認のみで精算します。この契約交渉にて設定した単価を「合意単価」とします。

各費目での精算について、合意単価方式と**実費**精算方式に分けて説明しています。精算方式の違いは以下のとおりです。

- ① 合意単価方式：企画競争説明書等の指示により価格競争を行い、契約交渉にて合意単価を設定した費目に適用。
- ② **実費**精算方式：上記①以外の費目に適用、具体的には以下のとおり。
 - a) QBS、単独型、QCBS（合意単価対象外の費目）
 - b) 企画競争説明書等にて別見積もりや定額計上とした費目。

広い意味では、本ガイドラインで単価上限を指定する日当・宿泊費なども合意単価ですが**表2**において、合意単価対象となる費目を「○」書き、そのうち JICA 側で単価上限を指定するものは「（○）」書きで記載しています。

【「国内業務」の契約の「直接経費の費目構成」について】
「国内業務」の契約は、現地渡航は発生しません。表2に「国内業務」の契約において、計上を認める費目は「○」書きで記載しています。

【表 2 : 直接経費の費目構成】

| 費目 | 細目 | 内 容 | 合意単価 対象 | | 国内 業務 の 契約 対象 |
|---------------------------------------|--|--|------------|------|---------------------------|
| | | | QBS | QCBS | |
| 旅費（航空賃） | | ✓ 航空賃（本邦又は第三国から業務対象国への航空賃。） | — | ○ | |
| （その他） 旅費 | 日当・宿泊料等 | ✓ 日当・宿泊料 | (○) | (○) | |
| | 戦争特約保険料 | ✓ 危険地域で業務を実施する場合の業務従事者の災害補償経費（戦争特約経費分） | ○ | ○ | |
| | 特別手当 | ✓ アフガニスタン国内で業務を実施する場合の業務従事者に対する特別手当 | (○) | (○) | |
| 一 般 業 務 費 | 特殊傭人費 | ✓ 業務に関連して必要となる現地技術者等（通訳を含む。）の賃金等 | — | — | — |
| | 車両関連費 | ✓ 車両の使用料（ドライバーの傭人費及び燃料代等を含む。） | — | ○ | ○ |
| | | ✓ JICA 又は先方政府による貸与車両のドライバーの傭人費用、燃料代等及び維持管理に必要な経費 | | | |
| | セミナー等 実施関連費 | ✓ セミナー等（研修及び第三国研修等を含む。以下同じ。）開催の会場費等 | — | — | ○ |
| | | ✓ セミナー等に必要な資料・教材等のコピー・製本費、視聴覚教材・資料の作成費 | | | |
| | | ✓ セミナー等の実施に必要な消耗品等の購入費（単価5万円未満のものに限る。） | | | |
| | | ✓ セミナー等の講師・通訳等に係る諸謝金（原稿執筆、講演・講義謝金等） | | | |
| ✓ セミナー等参加者等の旅費（日当・宿泊料）（業務従事者を除く）及び交通費 | | | | | |
| 事務所関連費 | ✓ 遠隔で実施する Web セミナーに係る費用 | — | — | — | |
| | ✓ 事務所の地代・家賃及び事務所運営に必要な機器・設備等の購入費及び賃貸借料等 | | | | |
| | ✓ 事務所を運営するために必要な消耗品等の購入費（単価5万円未満のものに限る。） | | | | |
| | ✓ 事務所の電気量、ガス代、水道料 | | | | |
| 旅費・交通費 | ✓ 事務員及び秘書の賃金 | — | — | ○ | |
| | ✓ 日本国内出張、業務対象国及び業務対象国を拠点とし第三国での業務の際に発生する業務従事者等の交通費 | | | | |
| | ✓ 施設・設備等関連費 | | | | |
| 資料等翻訳費 | ✓ 仏文・西文・現地語等の資料にかかる英文等への翻訳費 | — | — | ○ | |

| | | | | | |
|--------|---------|---|-----|----------|---|
| | 雑費 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 図書・資料、資機材及び消耗品等（セミナー等実施関連費及び事務所関連費に区分されるものを除く。）の購入費（単価 5 万円未満のものに限る。） ✓ 通信及び郵便・運搬に係る経費 ✓ 他の費目に整理することが不適当なもの | — | ○ 通信費 | ○ |
| 通訳備上費 | | ✓ 本邦で通訳を備上し、業務対象国へ帯同する場合の通訳備上費 | (○) | (○) | ○ |
| 報告書作成費 | | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 報告書等の印刷・製本費 ✓ 電子化及び報告書翻訳等の経費 | — | ○ | ○ |
| 機材費 | 機材購入費 | ✓ 供与機材及び事業用物品（携行機材、調査用資機材等）の購入費 | — | — | ○ |
| | 機材損料・借料 | ✓ 受注者が所有し業務に使用する機材の損料又はレンタル料 | — | ○ 損料 | ○ |
| | 機材送料 | ✓ 上記機材の本邦から又は本邦への送料（保険料を含む。） | — | — | ○ |
| 再委託費 | 現地再委託費 | ✓ 業務対象国において、現地の業者等に対し、契約により実施させる業務（構造物の施工を含む。）の委託経費 | — | — | — |
| | 国内再委託費 | ✓ 本邦業者等に契約により実施させる業務の委託経費 | — | — | ○ |
| 国内業務費 | 技術研修費 | ✓ 技術研修の実施に必要な経費（諸謝金、実施諸費、同行者等旅費）及びカリキュラムの一部を外注する場合の委託費 | / | | / |
| | 招へい費 | ✓ 本邦招へいの実施に必要な経費（諸謝金、実施諸費、同行者等旅費）及びカリキュラムの一部を外注する場合の委託費 | | | |

1. 旅費（航空賃）

旅費（航空賃）は、業務従事者（本邦から帯同する通訳を含む。以下同じ。）が業務遂行のため、業務従事者の居住地又は滞在地（出発地）から業務対象国（業務対象国内で乗り継ぎがある場合には、最終到着地まで）への移動、業務対象国間の移動、及び業務遂行後に業務対象国から業務従事者の居住地又は滞在地（帰着地）に戻るための航空賃です。

航空賃は、航空券代の他に、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、国際観光旅客税、旅客サービス施設使用料、旅客保安料、発券手数料を含むことができます。

- ・発券手数料は、税抜で航空券代の5%を上限とします。
- ・国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を經由し業務対象国までを一連のチケットとして購入した場合、国内航空券及び国内空港使用料（税抜）については、航空賃の一部とすることを認めます。
- ・査証代金、予防接種経費、海外旅行保険料は計上できません。

<補足説明>

（1）旅費（航空賃）の計上対象

【往復の計上可】

業務従事者の出発地と帰着地は原則同一とします。

表No.1：本邦居住者が日本を発着地

表 No. 2 : 海外居住者が居住地を発着地

表No.2-1 : 業務対象国居住者（日本以外の国で住民登録をしている者）が居住地を発着地（業務対象国内での業務地への移動）

表No.2-2 : 第三国居住者（日本以外の国で住民登録をしている者）が居住地を発着地

表No.3 : 第三国滞在者が滞在地を発着地

表No.4、5 : 業務従事者が滞在地を出発地とし居住地（日本又は第三国居住地）を帰着地

【例】

| No. | 出発地 (居住地又は滞在地) | 業務地 | 帰着地 (居住地又は滞在地) |
|-----|-------------------|------------|-------------------|
| 1 | 日本 (居住地) | ベトナム | 日本 (居住地) |
| 2-1 | ベトナム／ハノイ (居住地) | ベトナム／ホーチミン | ベトナム／ハノイ (居住地) |
| 2-2 | アメリカ (居住地) | ベトナム | アメリカ (居住地) |
| 3 | ケニア (滞在地) | ベトナム | ケニア (滞在地) |
| 4 | ケニア (滞在地) | ベトナム | 日本 (居住地) |
| 5 | ケニア (滞在地) | ベトナム | アメリカ (居住地) |

- ・ No.3 の航空賃は、本邦居住者の場合はNo.1 の日本発着往復料金、海外居住者の場合はNo.2 の海外居住地発着往復料金を上限とします。
- ・ No.4 の航空賃は、No.1 の日本発着往復料金を上限とします。
- ・ No.5 の航空賃は、No.2-2 の海外居住地発着往復料金を上限とします。

【往路計上可（復路の計上不可）】

表No.6 : 業務従事者が業務対象国で引き続き別業務に従事する場合

表No.7 : 業務従事者が業務対象国から第三国への別業務へ従事する場合

【例】

| No. | 出発地 (居住地又は滞在地) | 業務地 | | 帰着地 (居住地又は滞在地) |
|-----|-------------------|-------------------|----------------|--|
| 6 | 日本 (居住地) | ベトナム (JICA 案件) | ベトナム (自社業務) | 日本 (居住地) |
| 7 | ケニア (滞在地) | ベトナム (JICA 案件) | | ケニア (JICA 案件 ⁸ ／自社業務) (滞在地) |

⁸ この場合、ベトナム→ケニアの航空賃はケニア案件の往路航空賃として計上可能です。

【復路計上可（往路の計上不可）】

表No.8：業務対象国での別業務に引き続き、当該契約業務に従事する場合

【例】

| No. | 出発地 | 業務地 | | 帰着地 (居住地又は滞在地) |
|-----|-------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 8 | 日本 (居住地) | ベトナム (自社業務) | ベトナム (JICA 案件) | 日本 (居住地) |

※留意事項

- ・本邦以外に居住する者を業務従事者として提案する場合は、契約交渉時や業務従事者確定・交代時に際し、その妥当性を確認します。
- ・海外居住者、海外滞在者については、見積書や契約金額内訳書等に居住国又は滞在国内を明記してください。居住地以外を発着地とする渡航経路の場合は、その理由を契約交渉時に説明する、もしくは**確認書を提出してください**。
- ・業務対象国内における航空賃は一般業務費の旅費・交通費で計上します。ただし、業務従事者が発着する航空券に、業務対象国内の航空賃が含まれている場合は、旅費（航空賃）として扱います。
- ・業務従事者が、別業務に（から）継続して従事した場合には、その旅費の分担について、**精算時に報告書を提出してください**（様式は精算報告書の書式参照）。

(2) 航空券クラス

- ✓ 航空券クラスについては、「**表3**格付／渡航地域別航空券クラス」のとおり、業務従事者の格付と渡航地域に基づき、ビジネスクラスの利用が認められるものはビジネスクラス正規割引運賃を、エコノミークラスの利用が認められるものはエコノミークラス正規割引運賃を上限として契約金額を確定します。
- ✓ なお、プレミアムエコノミークラスはエコノミーとしては認めません。

【 表3：格付／渡航地域別航空券クラス 】

| 格付 | 航空券クラス | | | |
|-------|--------|-----|-----|-----|
| | A地域 | B地域 | C地域 | D地域 |
| 特号、1号 | C | C | C | C |
| 2号、3号 | Y | C | C | C |
| 4号 | Y | Y | C | C |
| 5号、6号 | Y | Y | Y | C |

| | |
|-----|--|
| A地域 | 東アジア 東南アジア（東ティモールを含む。） 大洋州（パラオ、ミクロネシア） |
| B地域 | 南アジア 大洋州（パラオ、ミクロネシアを除く。） |

| | |
|-----|---|
| | 中央アジア・コーカサス 中東（マグレブ諸国を除く。） 欧州・北中米・カリブ諸国 アフリカ（スーダン、エチオピア、ジブチ、ケニア、セーシェル） |
| C地域 | マグレブ諸国（リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ） アフリカ（B地域に分類される国を除く。） 注）マグレブ諸国及びアフリカについて、欧州経由とする場合は、B地域に分類する。 南米（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイを除く。） |
| D地域 | 南米（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ） |

注1) C：ビジネスクラス、Y：エコノミークラス

注2) 地域の分類は、原則として、所要フライト時間（複数のフライトがある場合は、当該所要フライト時間を加算するが、中継地での宿泊がある場合には、加算しない。）が、8時間未満（A地域）、8時間以上16時間未満（B地域）、16時間以上24時間未満（C地域）、24時間以上（D地域）で分類していますが、実際のアイテナリーで所要フライト時間がこれらと大幅に異なる場合は、個別に対応します。フライトの遅れやキャンセルによる便の変更など受注者の責に拠らない事情で中継地での滞在時間が長くなりやむを得ず宿泊が発生した場合は、前後のフライト時間を加算したままとし、搭乗クラスの変更は不要とします。

注3) カリブ諸国及び欧州経由アフリカについては、中継地での宿泊があることを前提に地域分けしています。

注4) 安全対策上等の必要性に基づき、公示又は企画競争説明書等において、エコノミークラス普通運賃又はビジネスクラス正規運賃での計上を指示する場合があります。

注5) 海外居住者については、居住地から業務地までのフライト所要時間に基づき、8時間未満（A地域）、8時間以上16時間未満（B地域）、16時間以上24時間未満（C地域）、24時間以上（D地域）で分類しフライトクラスを設定してください。

(3) 渡航経路・航空会社の設定

- ✓ 航空券の渡航経路・航空会社の設定に当たっては、**効率的かつ経済的な経路、航空会社であること**（契約交渉において、安全性・効率性を勘案した上でより経済的な航空会社への変更をお願いする場合があります。）に留意してください。

(4) 精算について

① 合意単価方式

- ✓ 契約時に合意された旅費（航空賃）の合意単価に実際の渡航回数に乗じて支払額を算定します。「実際の渡航回数」を確認するため、パスポートの出入国記録又はフライトへの搭乗証明書（搭乗者名、搭乗便、搭乗日、登陸地等）等の提出を求められますので、受注者は渡航回数を確認できる書類を必ず保管しておいてください。
- ✓ 業務対象国において継続的に別の業務に従事する場合等、片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を0.5として算定します。これらの場合、証憑書類の提出は不要とします。
- ✓ 合意された渡航経路と実際の発着地が異なった場合（例：出発地が、日本ではなく、先だって業務に従事した渡航地（例：フィリピン）からとなった。）には、合意単価を上限として、証拠書類（旅行代理店等からの領収書と e-ticket）に基づく実費での精算とします。なお、領収書は金額内訳が記載されているものと

し、e-ticketは航空賃の記載のあるものとしてください。

- ✓ 発着地に変更がなく、経由地のみ変更がある場合は（例：ドーハ経由の予定がパリ経由となる。）、合意単価の適用を維持します。
- ✓ 日本国内の発着地が異なるだけの場合には（例：成田空港出発の予定が関西空港出発となる。）、合意単価の適用を維持します。

② 実費精算方式

- ✓ 証拠書類は、e-ticketと旅行代理店等からの領収書とします。領収書には、旅費（航空券）の内訳（航空券代、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客サービス施設使用料（税抜）、旅客保安料（税抜）、発券手数料（税抜））が明記（又は添付）されていることが必要になります。航空券の内訳を明示した領収書を提出できる旅行代理店を利用してください。また、航空券については、e-ticketに記載の金額ではなく、領収書の金額にて精算致します。
- ✓ 包括旅行（IT: Inclusive Tour）チケットなどは、e-ticketに金額の記載がないため、旅行代理店が発行する領収書（金額の内訳記載のもの）を提出してください。ただし、精算できる航空賃は、実際に使用したものに限りませので購入の際は十分にご注意ください。
- ✓ 日程や渡航経路を変更した場合、変更前後両方のe-ticketを提出してください。
- ✓ 本邦発券よりも安価となるとの前提で、現地発券・現地購入を認めます。ついては、現地発券・現地購入する場合、為替レートの急激な変動等により本邦発券より高額にならないか、常時確認してください。
- ✓ 精算できる航空賃は、実際に使用したものに限りませ。払戻不可、日程変更不可等の航空券を利用した際に搭乗ができなくなり、新規に航空券を買い直した場合においては、搭乗できなかった航空券については精算の対象となりませ。
- ✓ 渡航予定日において、正規割引運賃の座席に空席がない場合等においても、普通運賃の利用は原則認めませ。渡航予定日の変更、渡航経路の変更、航空会社の変更等により、座席を確保してください。このため、航空券の予約はできるだけ前もって手続きしてください。
- ✓ 変更手数料及び取消手数料については、航空会社による手数料の他に、旅行代理店の手数料が発生する場合があります。旅行代理店の手数料については、当該代理店の規定に基づくものとしますが、1回の変更につき上限を5,000円（税抜）とします。
- ✓ **旅費（航空賃）については、契約で合意された航空賃単価（契約金額詳細内訳書に記載されている金額）を上限とし、合意された渡航回数⁹、渡航経路、航空会社を前提に手配することが原則です。**
しかしながら、航空賃については、価格の変動が大きいこと、座席確保が困難となりやむを得ず渡航経路や航空会社を変更する可能性があること、場合によってはフライトの変更やキャンセルの可能性もあることから、以下については、正当な理由（会社都合、自己都合は認められませ。）がある場合、当該変更等に係る経費を精算対象とすることを認めます（打合簿の取り交わしは不要。証拠書類附属書に理由を記載のこと）。

- ・ 航空賃の価格上昇（契約金額単価の超過）

⁹ 月報で監督職員が確認した渡航回数。

- ・ 渡航経路の変更（ただし、本邦の発着が成田空港／羽田空港の間で変更する場合は、渡航経路の変更とは位置づけず、証拠書類附属書への理由の記載は不要となりますが、これ以外の国内空港への変更は渡航経路の変更と位置づけますので、同附属書へ理由を記載してください。）
- ・ 航空会社の変更
- ・ フライトの変更またはキャンセルによる手数料の発生

ただし、その結果、旅費（航空賃）の契約金額を超えることが見込まれる場合は、旅費（航空賃）内で調整し、旅費（航空賃）内での調整が難しい場合には、契約金額全体の中で調整していただくのが原則です。費目間流用の裁量を受注者に認めていることから、安易に「やむを得ずかかった経費なので、増額の契約変更を行って精算対象とする」ということにはしません。受注者の最大限の努力にも関わらず、業務に重大な影響があると考えられる場合には、具体的影響（不足見込み額含む）、対応策等について JICA に速やかに報告・相談してください。その結果、契約金額の増額が真にやむを得ないと判断される場合には、3者打合簿を取り交わし契約変更をします¹⁰。

- ✓ 会社都合や自己都合等によるビジネスクラスや正規運賃の利用、渡航経路の変更、航空会社の変更等を行った場合、契約金額内訳書又は契約金額詳細内訳書（契約開始に当たっての合意事項にかかる打合簿の別添資料）に基づき、該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。なお、会社都合や自己都合等によりフライトを変更した場合の手数料等については、精算対象とはなりません。
- ✓ 契約で合意された航空賃単価（契約金額詳細内訳書に記載されている金額）を超えたアップグレードがあった場合には、精算の対象となるのは同単価までとします。
- ✓ 現地業務期間中に、一時的に JICA 以外の別業務に従事した場合（中抜け）の当該旅費（航空賃）は、精算対象として認めます。
- ✓ 座席指定料については、原則、精算対象外です。ただし、当該搭乗クラスの座席指定料が不要な座席が設定されていない場合は、契約金額の範囲内で精算対象として認めますので、その旨を精算時の証拠書類附属書の備考へ記載してください。

2. 旅費（その他）

（1）日当・宿泊料

宿泊料は現地業務期間中（経由地を含む。）の宿泊費を賄うための旅費であり、具体的には、宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てられるための経費です。日当は、現地業務期間中（経由地を含む。）の昼食代、小額交通費といった宿泊以外の諸雑費に充てられるための経費です。

¹⁰旅費（航空賃）については以下の通りです。

- ① 2023年9月までの公示案件は契約金額を超えての精算が可能な契約であるのため費目間流用は対象外の費目となります（QCBS、総合評価落札方式を除く）。
- ② 2023年10月以降の公示案件は契約金額を超えて精算することはできません。

【日当・宿泊料の上限額】日当・宿泊料の基準額（上限額）は「**表4**日当・宿泊料基準額（上限）」のとおりとします。なお、各国の治安状況及び物価の変動に合わせて特別宿泊料単価を設定している地域がありますので、「**別添資料3**：特別宿泊料単価」もご参照ください。

日当・宿泊料は次の算出式で計算します。宿泊数は「業務従事日数」から1日（帰国日は宿泊しない。）を減じた上で、更に「機中泊の泊数」（機中で夜を過ごすため、宿泊料が不要。）を減じて計算されますが、コンサルタント等契約では、一律、渡航の全旅程で1泊のみ機中泊があると想定し、以下の計算式としてあります。ただし、中国、韓国、モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島の7ヶ国への渡航については、夜行便が就航していないため、「機中泊なし」として、泊数を計算します¹¹。

$$(\text{日 当}) = (\text{単価}) \times (\text{業務従事日数})$$

$$(\text{宿泊費}) = (\text{単価}) \times (\text{宿泊数})$$

$$= (\text{単価}) \times (\text{業務従事日数} - 2 \text{日}) \quad (\text{上記7ヶ国は「-1日」})$$

【 表4：日当・宿泊料基準額（上限） 】

| 格付 | 日当（1日につき） | 宿泊料（1泊につき） |
|-------|-----------|------------|
| 特号、1号 | 5,100円 | 15,500円 |
| 2号、3号 | 4,500円 | 13,500円 |
| 4号、5号 | 3,800円 | 11,600円 |
| 6号 | 3,200円 | 9,700円 |

＜派遣期間が長期になる場合の日当・宿泊料の逡減について＞

日当・宿泊料は、本邦出発日から起算（複数国にまたがる業務の場合は国毎に起算。ただし、自社都合で業務国を離れた場合はこれに当たらない。）して、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の10に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の20に相当する額を控除して上限額とします（すなわち、31日目からは上記基準額の90%、61日目から上記基準額の80%が上限額となります）。

なお、同一国で複数の案件に従事する場合、案件ごとではなく、一渡航の総滞在日数を対象に上述の控除を行います。

＜補足説明＞

- ✓ 日当・宿泊料を計上できる期間は、出発時は搭乗国際便離陸時刻を含む日を開始日とし、帰着時は搭乗国際便到着時刻を含む日を終了日とします。したがって、出発日前日及び帰国日当日の宿泊料、出発日前日及び帰国日翌日の日当は計上できません。
- ✓ 業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICAの業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日（同国に留まる場合は業務従事終了日、他国に移動する場合は業

¹¹ 本邦以外の第三国から用務地へ渡航する場合についても、同じ考え方で泊数を算定します。

務地からの移動開始日)における宿泊料は計上できません。

- ✓ 海外に居住する業務従事者で、業務対象地域が「居住地又は通勤可能範囲」である場合、日当・宿泊料を計上できません。ただし、一時的に居住地ではない地域で業務を行う場合(例：地方出張等)には、日当・宿泊料を計上できます。
- ✓ 海外居住の業務従事者が本邦で業務を行う場合、日当・宿泊料を計上できます。この場合の基準額は「表4 日当・宿泊料基準額(上限)」に示す額とします。
- ✓ 安全対策上の必要性等に基づき、上述の宿泊料を超えて上限とすることを認める場合又はJICAが宿舎を直接給付することとする場合があります。企画競争説明書等にて提示しますので、ご注意ください。
- ✓ 業務従事者が、別業務に(から)継続して従事した場合には、その旅費の分担について、精算時に報告書を提出してください(様式は精算報告書の書式参照)

<別添資料3 特別宿泊料単価の補足説明>

「別添資料3：特別宿泊料単価」にて、宿泊料をホテルの領収書による実費精算を認める場合の食事代相当額は、以下の通りとします。適用開始は2023年11月9日以降の宿泊とします。2023年11月8日以前の宿泊費は夕食、朝食ともに2,900円を上限とし、領収書をもって実費精算とします。また、適用により契約金額から50万円以上超える場合は変更契約を行います。

- ✓ 宿泊料に食事が付与されていない、宿泊料金の場合：朝食、夕食分として5,800円/泊を宿泊料に加算します。
- ✓ 宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合：一食分として2,900円/泊を宿泊料に加算します。
- ✓ 宿泊料金に朝食及び夕食が提供されている場合：食事代相当額に加算はありません。

<精算について>

- ✓ 日当・宿泊料の精算は、契約時に合意された単価により、渡航日数の実績に基づき算定します。証拠書類の提出は不要です。

(2) 戦争特約保険料

戦争特約保険料は、危険地域で業務を実施する場合における業務従事者の災害補償経費のうち戦争特約経費分です。この特約部分を直接経費の対象としています。保険基本料金は、直接経費の対象ではありません。

<補足説明>

- ✓ 戦争特約保険料の対象国は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約における災害補償保険(戦争特約)について」¹²に提示しています。
- ✓ 以下を補償金額の上限とする戦争特約経費を対象とします。当該経費の市場価格をJICAが年度毎に調べています(上記ウェブサイトに掲示)ので、当該市場価格をもとに契約交渉します。

<補償内容>

- ・ 傷害死亡・後遺障害： 108,000,000円

¹² 「<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>」参照。

- ・ 治療・救援費用： 50,000,000 円
- ・ 疾病死亡： 30,000,000 円
- ✓ 原則、対象国・地域に滞在する日数分を加入日数とします。ただし、対象国・地域の出入りを繰り返す場合、又は継続して加入した方が安価な場合等は、当該対象国・地域に滞在しない日数も加入日数として含めることができます。
- ✓ 戦争特約保険料の金額については、見積書の内訳を契約交渉にて確認した上で、現地業務1人月当たりの合意単価を計算し、現地業務総人月を乗じた金額を契約金額内訳書に明示します。

<精算について>

- ✓ 戦争特約保険料の精算は、現地業務の実績人月に基づき支払額を算定します。ただし、戦争特約付保の確認を行うため、領収書等の証拠書類の提出を求められています。

(3) 特別手当

特別手当は、アフガニスタンでの業務に従事する業務従事者に対して、精神的・身体的負担の著しい環境下での業務に対する措置として、現地業務従事期間（現地到着日から現地出発日まで）に応じて、「アフガニスタン復興支援特別手当」として日額3,000円を上限として支給するものです。

<精算について>

- ✓ 特別手当の精算は、契約時に合意された単価により、実績に基づき支払額を算定します。

3. 一般業務費

一般業務費は、業務実施に必要な活動費用であり、①特殊傭人費、②車両関連費、③セミナー等実施関連費、④事務所関連費、⑤旅費・交通費、⑥施設・設備等関連費、⑦資料等翻訳費、⑧雑費から構成されます。

業務対象国での支出を原則としますが、日本国内での支出も、必要に応じ認められます。

「国内業務」の契約においては、②車両関連費、③セミナー等実施関連費、⑤旅費・交通費、⑦資料等翻訳費、⑧雑費から構成されます。

(1) 特殊傭人費

特殊傭人費は、業務に関連して必要となる現地技術者等（通訳を含む。）の賃金等です。

<補足説明>

- ✓ 業務従事者が現地不在期間中における特殊傭人の雇用は、電話・メール等の通信手段による労務管理体制が確保できることを条件として認めます。
- ✓ 業務実施国の法律で雇用主に負担義務がある場合には、労務費の中に社会保障費等を含めることができます。
- ✓ 特殊傭人費は、受注者による直接雇用のみではなく、我が国の「労働者派遣契約」に類する制度が存在する場合、当該制度に基づく契約によることも認めます。
- ✓ 特殊傭人費は労務費を対象としているため、特殊傭人にかかる日当・宿泊料や出

張交通費等については「(5) 旅費・交通費」で計上します。

- ✓ 日々の労務管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類（少なくとも雇用者の確認印またはサインを確保してください。）を作成し、受注者にて保管してください。
- ✓ 特殊傭人への給与の支払いは、可能な限り、銀行振込又は小切手により行ってください。
- ✓ 特殊傭人費の対象とする傭人について、同一の傭人に対する年間支払総額が 100 万円を超えることが見込まれる場合は、傭人費単価の見積の前提条件（学歴、資格、職務経験年数等）を見積根拠資料の中に記載してください。当該傭人を雇用する際、受注者が履歴書等により上記の前提条件が満たされていることを確認するとともに、雇用契約書に業務内容を記載するようにしてください。
- ✓ 受注者が業務の一部を切り出して外部委託する場合には、特殊傭人費ではなく、現地再委託経費として計上します。
- ✓ 通訳については、企画競争説明書等で業務従事者の「語学能力」として指定した言語と日本語との間の通訳に係る経費は計上を認めません。

<精算について>

- ✓ 特殊傭人費は、原則として**実費精算**します。証拠書類としては、①業務内容が記載された雇用契約書（又は契約書を代替する文書）及び②銀行が発行する振込金受領書¹³又は振出済み小切手の写し（銀行振込等を行っていない場合、被雇用者からの領収書）とします。
- ✓ 特殊傭人費で現地人材を雇用した場合は、精算の方法を問わず、雇用した傭人の実在を証明する書類として、①本人が確認できる公的書類（写真付 ID、運転免許所等）の写し、②同一の傭人に対する支払総額が年間 100 万円を超えた場合は、当該傭人の学歴、資格、職務経験等がわかる履歴書等の写し、③連絡先（住所、携帯番号等）の情報を確保し、受注者にて保管し、JICA より依頼があった場合には提出できるようにしておいてください。

(2) 車両関連費

車両関連費は、業務で利用する車両の使用料、JICA 又は相手国政府が貸与する車両の運転手の労務費、燃料代等及び維持管理費に必要な経費です。

<補足説明>

- ✓ 数量は業務従事者 3 名に 1 台を原則として計上します。ただし、これに拠りがたい場合には、妥当な数量を計上します。
- ✓ 車両の使用料は、運転手の労務費、現地国内出張における運転手の日当・宿泊料及び燃料代を含むものとします。
- ✓ 運転手を備上する場合、日々の労務管理や運行管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表や運行表を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類（少なくとも運転手の確認印またはサインを確保してください。）を作成し、受注者にて保管し、JICA

¹³ 銀行送金の詳細は、本ガイドライン「VI.5.実支出精算方式における具体的留意事項」を参照してください。

より依頼があった場合には提出できるようにしておいてください。

- ✓ JICA 又は相手国政府が車両を貸与する場合、車両関連費には、運転手の労務費、現地国内出張における運転手の日当・宿泊料、燃料代、保険料及び車両維持管理費を含むものとします。
- ✓ 有料道路通行料、駐車場代及びタクシーの借上げは、車両関連費として計上できます。ただし、現地傭人を除く業務従事者の「少額交通費」に位置づけられる支出については、日当の対象であるため、直接経費への計上は認められません。少額交通費の範囲は、領収書 1 枚につき 1,000 円未満の支出を目途とします。

<精算について>

① 合意単価方式

- ✓ 契約時に合意された当該単価と実績数量をもって精算します。ただし、長距離の車両移動が多い等、確定的な積算が困難であるときは、実費精算します。その場合の証拠書類は領収書とします。

② 実費精算方式

- ✓ 証拠書類は内訳付の領収書とします。
- ✓ レンタカー会社等と車両契約を取り交わし、その契約内容にガソリン代、高速道路料金、駐車代等が含まれている場合は、当該領収書の提出は不要となります。

(3) セミナー等実施関連費

セミナー等実施関連費は、現地や日本国内でのセミナーや研修、第三国での研修、遠隔で実施する Web セミナーの開催に際して必要となる会場等の借上げ費、資料・教材等のコピー・製本費、視聴覚教材・資料の作成費、消耗品等購入費、講師・通訳等に係る諸謝金（原稿執筆、講演・講義謝金等）、セミナー等参加者の旅費（日当・宿泊料）（業務従事者を除く）及び交通費等を集めた経費細目です。

<補足説明>

- ✓ セミナー等（研修を含む。以下同じ。）の軽食・飲料費用も精算対象とすることができます。昼食代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能ですが、夕食代やアルコール類の計上は認めません。
- ✓ 第三国（日本及び業務実施国以外の国）から研修員等を業務実施国や日本に招へいする場合、又は、カウンターパート（技術協力事業を共同で実施する主たる人員として、JICA と相手国政府との間で合意した相手国関係機関の人員をいう。以下同じ。）等を第三国や日本へ派遣する場合には、旅行保険を付保してください。旅費・交通費や査証代に加えて、旅行保険料を計上してください。なお、業務実施国以外での研修・招へいに係る費用には「受入業務」「監理業務」「実業務」を計上してください¹⁴。
- ✓ セミナー等参加者への日当・宿泊料及び交通費等は、設定した単価で渡切とすることが可能です。**渡切単価の設定について根拠も含めて別途書類を提出してく**

¹⁴ 詳細は「[コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン](#)」を参照

ださい（様式は契約管理ガイドラインを参照¹⁵）なお、現地での航空賃については渡切単価を設定することは認めません。

<精算について>

- ✓ セミナー等実施関連費は、**実費精算**します。証拠書類は、内訳付の領収書とします。セミナー等参加者の旅費や日当（旅費・交通費）などを、旅行会社等ではなく、参加者に直接支払った場合は、参加者から領収書を取付けて証拠書類としてください。また、セミナー等の参加者名簿については、受注者にて保管し、JICAより依頼があった場合には提出できるようにしておいてください（精算報告書への添付は不要です）。**また、セミナー等参加者への宿泊料に夕食代、朝食代が含まれていない場合は、別途夕食代、朝食代を精算することが可能です。**

（４）事務所関連費

事務所関連費は、現地で事務所を開設する場合に必要な事務所借上げ費、設備・備品等のレンタル料等、消耗品等の購入費等に加え、電気量、ガス代、水道料や事務員等の賃金のための経費です。

<補足説明>

- ✓ 事務所で使用する机・椅子、キャビネット・本棚、パーティション等の家具類は、業務上必要と判断される場合、購入費又はレンタル料の計上を認めます。ただし、単価が5万円以上の物品購入は、消耗品の扱いができませんので、機材費として計上してください。
- ✓ 事務員（秘書）を雇用した場合は、雇用した傭人の実在を証明する書類として、①本人が確認できる公的書類（写真付ID、運転免許所等）の写し、②連絡先（住所、携帯番号等）の情報を確保し、受注者にて保管し、JICAより依頼があった場合には提出できるようにしておいてください。
- ✓ 技術協力プロジェクト事業において、相手国政府が提供する事務所にかかる水道光熱費は原則相手国政府の負担としますが、財政事情等が困難な国・地域（IDA融資適格国¹⁶や国連開発計画委員会が認定する後発開発途上国¹⁷をいう。以下、「**一般業務費の特例を認める国・地域**」という。）に限り、水道光熱費の計上を認めます。

<精算について>

- ✓ 事務所関連費は、**実費精算**します。証拠書類は、内訳付の領収書とします。

（５）旅費・交通費

旅費・交通費は、日本国内出張、業務対象国国内及び業務対象国から業務で第三国へ移動する際に発生する業務従事者の交通費です。

<補足説明>

- ✓ 業務対象国内の従事者の少額交通費（領収書1枚につき1,000円未満の支出を目

¹⁵ 詳細は、「[業務実施契約における契約管理ガイドライン](#)」を参照。

¹⁶ 「<http://ida.worldbank.org/about/borrowing-countries>」参照。

¹⁷ 「http://www.un.org/en/development/desa/policy/cdp/ldc/ldc_list.pdf」参照。

途とします。)は日当で賄われていますので、旅費・交通費で対象となる業務従事者の交通費の対象は、現地での国内航空機移動等に限られます。

- ✓ 技術協力プロジェクトにおいて、カウンターパートの旅費（第三国研修への参加に要する旅費は除く）は原則計上できません。
- ✓ 一般業務費の特例を認める国・地域での技術協力で RD 等により負担することを認めている場合のみ計上することができますので企画競争説明書等の記載を確認してください。
- ✓ 事業実施上の必要性に基づき、日本国内の民間企業、各種団体、学校等を訪問する場合に日本国内出張経費の計上を認めます。具体的な経費については「Ⅷ. 国内業務／国内業務主体の契約 4. 日本国内での旅費・交通費」に準じますので、そちらを参照してください。

<精算について>

- ✓ 旅費・交通費は、実費精算します。証拠書類は、チケット¹⁸等の内訳付の領収書とします。

(6) 施設・設備等関連費

施設・設備等関連費は、業務実施に必要な施設（事務所を除く。）・設備等の賃貸借料及び保守管理費です。

<補足説明>

- ✓ 「一般業務費の特例を認める国・地域」に限り、プロジェクト施設への電気・水道等の引き込み及び道路整備等に係る経費及び供与機材の据付経費を施設・設備等関連費として計上することができます。

<精算について>

- ✓ 施設・設備等関連費は、実費精算します。証拠書類は、内訳付の領収書とします。

(7) 資料等翻訳費

資料等翻訳費は、仏文・西文・現地語等の資料にかかる英文等への翻訳費です。資料等翻訳費は、原則として、企画競争説明書等に規定した定額を見積書に計上することを求めます。

<精算について>

- ✓ 資料等翻訳費は、実費精算します。証拠書類は、内訳付の領収書とします。

(8) 雑費

雑費は、業務実施に必要な活動費用のうち、他費目に整理することが適当でない経費です。

具体的には、消耗品（図書・資料や資機材等を含む。）の購入費や通信費、運搬費、海外送金手数料（例外適用分）等を含みます。

<補足説明>

- ✓ 消耗品の定義は、①単価 5 万円以上かつ使用可能期間が 1 年未満のもの、又は

¹⁸ 現地国内航空券で e-ticket の取り付けが困難な場合は、領収書に搭乗日時、搭乗者名も記載して提出することで証拠書類として認めます。

②単価5万円未満かつ使用可能期間が11年未満のものとしします。

- ✓ 業務従事者及び現地傭人が日常業務及び日常生活で使用するコピー用紙、モバイルプリンタ、インクカートリッジ、パソコン周辺機器（USBメモリー等）や文房具、日用品（トイレトペーパー、石鹼・洗剤、ミネラルウォーター、合鍵、一般医薬品等）、名刺などは対象となりません（セミナー等実施関連費及び事務所関連費に区分されるものは各費目に計上してください。）。
- ✓ 図書は、カウンターパート等への指導・共用するものであれば認めますが、業務従事者が業務の参考にする図書は認めません。
- ✓ 消耗品であっても、コンサルタント等契約で購入する資機材の所有権はJICAが有しており、JICAから受注者に業務実施期間中無償で貸与することになります。業務完了時の消耗品の取扱い（相手国関係機関への譲与又はJICAへの返納）については、業務完了前に、監督職員と協議・確認してください。
- ✓ 通信費は、業務に必要な通信費用で、固定電話、携帯電話、インターネットのいずれも対象とします。通信機器の購入やレンタルが必要な場合は、計上が可能です。
- ✓ 衛星携帯電話については、紛争影響国・地域における活動等、必要と判断される場合に限り、通信機器のレンタル料、契約料、通話料を認めます。
- ✓ 運搬費は現地における運搬のみを対象とします。業務対象国一本邦間の物品等の輸送・梱包に要する費用は、機材費（機材送料）に計上します。
- ✓ 海外送金手数料は、その他原価として報酬に含んで支払っているため原則として直接経費としては計上しません。例外として、以下の条件に合致するものは、計上できます。
 - ① 海外送金の1件当たりの金額が100万円以上である場合
 - ② 海外送金の1件当たりの金額が100万円未満であるが、契約履行期間内の支払いにかかる海外送金手数料の合計額が5万円を超える場合案件終了時に作成する一般業務費支出実績総括表に①と②を区別して記載してください。
- ✓ 日本国内又は現地国内での銀行振込手数料、並びに異なる国の間（現地子会社やプロジェクト口座への送金等を含む）での海外送金にかかる手数料については、「直接経費」の対象ではありません。
- ✓ 「一般業務費の特例を認める国・地域」での技術協力においては、業務従事者の活動に関連して生じたカウンターパートの超過勤務に係る手当を雑費として計上することを認めます。
- ✓ これに加え、紛争及び武力衝突が継続している国・地域並びに紛争終結後あるいは和平・停戦合意締結後に新政府主導で実施される国家再建への支援を実施している国においては、カウンターパートの給与が実施機関から十分に支給されていない場合、給与補填することを認めることがあります。その場合の経費は、雑費として計上します。
- ✓ **その他、業務実施地以外で補完的に実施する活動等に対する経費も雑費に計上します。**

<精算について>

① 合意単価方式

- ✓ 通信費を合意単価の対象とする場合、当該単価と実績数量をもって精算します。

② 実費精算方式

- ✓ 証拠書類は、内訳付の領収書とします。

【安全対策関連経費の取扱い】

業務実施対象地域の治安状況を踏まえ、業務従事者の安全を確保するための一般業務費等が必要と考えられる場合には、**公示にて必要な経費を定額計上します。定額計上を超える提案を行う場合は、別提案・別見積もりとして提出してください。**契約交渉に際して、その可否を協議・確認します。

安全対策経費として想定される具体的な事例を以下のとおり掲示しますので参考にしてください。括弧内は対象となる費目です。

1. 業務従事者の災害補償経費のうち戦争特約経費分（戦争特約保険料）
2. （武装）警備員、安全対策アドバイザー等の備上等（特殊備人費）
3. 防弾車・警護車借上げ、防弾車運転手備上、燃料費、車両メンテナンス費等（車両関連費）
4. 安全対策設備（監視カメラ、防弾ガラスや鉄格子の設置等）（施設・設備等関連費）
5. 衛星電話機材、同使用料金等（雑費）
6. 緊急移送保険、現金輸送保険、両替商の手数料、海外送金手数料（現地での現金引き出し金額に制限がある等の場合）等（雑費）
7. 安全対策装備品（催涙スプレー、防弾チョッキ等）（雑費又は機材費）
8. その他必要な経費

なお、契約締結後においても、現地の治安状況に照らして安全確保のために当初想定していない経費が発生するものについては、受注者からの申し入れに応じ、**その必要性和金額を打合簿にて確認した上、必要に応じ契約変更手続きを行うこととします。**

【契約履行期間外の経費計上の特例1】

以下については、原則として精算の対象とはなりません。

- ✓ 契約履行期間外の支出。
- ✓ 業務完了届提出後の支出。

ただし、履行期間内かつ業務完了届提出前の支出であるが領収書の取付けが履行期間外の日付となる場合（例：通信費）は、精算報告書の証書添付台紙の備考へ理由及び提出予定日などを補記することで精算の対象として認めます。また、業務実施契約を複数の契約期間に分割して締結する場合、以下の一般業務費について、先行する契約の履行期間と継続する契約の履行期間との間の支出を継続する契約における精算の対象とすることを認めます。

1. 特殊備人費
2. 車両関連費
3. 事務所関連費
4. 施設・設備等関連費
5. 雑費（通信費・運搬費）

また、同様の経費について、先行する契約の履行期間内に、請求書、領収書がやむを得ず取付けられない場合（翌月末の支払い等となっているもの）には、継続する契約において精算の対象とすることを認めます。

これらの特例を適用する際には、監督職員の承諾を得て（打合簿を作成して）ください¹⁹。

4. 通訳備上費

通訳備上費は、本邦から通訳を帯同する場合の通訳の備上費です。また、「国内業務」の契約においても計上を認めます。

<補足説明>

- ✓ 通訳備上費は、企画競争説明書等に指示している場合にのみ計上できます。
- ✓ 通訳備上費の日額単価上限額（税抜き）は表5 通訳備上費日額単価上限額のとおりです。
- ✓ 本邦から同行させる通訳の旅費については、旅費（航空賃）及び旅費（その他）に計上します。旅費を積算するに当たっての格付は4号相当とします。
- ✓ 「国内業務」の契約における通訳の旅費については、一般業務費-旅費・交通費に計上します。

<精算について>

- ✓ 通訳備上費は、特に事情がない限り、契約時に、現地業務日数（拘束日）、「国内業務」の契約では実際の業務日数を対象とした日額単価として合意します。

【 表5：通訳備上費日額単価上限額（税抜き）】

| 言語 | 日額単価 |
|--------------------------|----------|
| フランス語 スペイン語 ポルトガル語 | 46,500 円 |
| ロシア語 | 52,000 円 |
| その他言語 | 65,000 円 |

5. 報告書作成費

報告書作成費は、特記仕様書で定める報告書の印刷・製本・電子化及び翻訳に係る費用です。

<補足説明>

- ✓ 製本を不要とする報告書の印刷（コピー）代は計上できません。ただし、量が多く、外部に印刷を発注する場合には、計上を認めます。
- ✓ パース（見取り図、透視図）作成費用は、報告書作成費で計上します。
- ✓ 特許権、著作権その他の知的財産権等の第三者の権利の対象となっている調査方法等を使用して報告書を作成する場合、発生する費用は報告書作成費に計上します。

<精算について>

¹⁹ 詳細は、「[業務実施契約における契約管理ガイドライン](#)」参照。

① 合意単価方式

- ✓ 報告書作成費は、翻訳に係る経費を除き、契約時に単価を合意します。印刷・製本については、冊数が少なく1冊当たりの単価の設定が困難であれば、指定された全冊数に対する一式の価格で合意します。なお、分量等の変動の可能性が大きい等、単価でも総額でも確定が困難な場合は、実費精算します。

② 実費精算方式

証拠書類は内訳付の領収書とします。

【履行期間外の経費計上の特例2】

履行期間外の支出については、原則として精算の対象とはなりません。ただし、報告書作成費のうち、最終成果品（報告書）の作成に係る製本・印刷代について、履行期間内に、請求書、領収書がやむを得ず取付けられない場合においては精算対象とすることを認めます。この場合は、精算報告書提出時に領収書の提出見込み日を明記して提出してください。領収書が揃い次第、精算手続きを行います。なお、打合簿の取り交わしは不要です。

6. 機材費

(1) 機材購入費

機材購入費は、供与機材や事業用物品など、業務に必要な機材・物品の購入費です。

機材購入費は、原則として、企画競争説明書等に規定した定額を見積金額として計上することを求めます。

<補足説明>

機材費の定義は、単価5万円以上、または単価5万円未満だが使用可能期間が11年以上のものとしします。

① 対象となる機材・物品

- ✓ 業務従事者や特殊傭人が日常的に使用するパソコン、タブレットやデジタルカメラについては、購入費も損料の計上も認めません。これらについては、受注者自ら用意してください。
- ✓ 以下の機材・物品については、業務実施上必要と判断される場合に、その購入費の計上を認めます。
 - ・ 現地で大規模な解析作業を行うなど、一般的な業務とは異なる用途で使用するパソコン
 - ・ プロジェクト事務所で使用する複写機、プリンター、スキャナー、プロジェクター等の事務機器
 - ・ プロジェクト事務所で使用する家具類、設置する空調設備等
- ✓ プロジェクト事務所に設置する機材であっても、業務に直接必要のない冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、電子レンジ等の生活家電は対象としません。

② 機材・物品購入の手続き

- ✓ 機材・物品を購入する場合、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」²⁰に基づき手続きを行います。
- ✓ コンサルタント等契約で購入する機材・物品の所有権はJICAが有しており、JICA

²⁰ 「<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>」参照。

から受注者に業務実施期間中無償で貸与することとなります。業務完了後の取扱い（相手国関係機関への譲与又は JICA への返納）については、業務完了前に、監督職員と協議・確認してください。

<精算について>

- ✓ 機材購入費は、実費精算します。証拠書類は、調達物品リスト（コンサルタント等従事月報に添付いただく「貸与物品リスト」を準用してください。）及び領収書に加え、以下に示す書類とします。
 - ア) 契約金額が 160 万円を超える物品・機材調達の場合
調達経緯説明書（打合簿写。契約書を作成した場合は契約書写を含む。）
 - イ) 事業用物品を譲与した場合及び供与機材を供与した場合
先方実施機関等の長又はそれに準ずる者が署名した受領書（写）（原本は在外事務所へ送付してください。業務対象国に事務所等がない場合、取扱いを監督職員に相談してください。）
 - ウ) 事業用物品を譲与しなかった場合
事業用物品を在外事務所等に返却した際の受取書（写）
 - エ) 事業用物品を引き続き継続契約で貸与を受ける場合
事業用物品にかかる「貸与物品リスト」

(2) 機材損料・借料

機材損料・借料は、業務に必要な機材・物品のうち、受注者が所有し業務に使用する機材・物品の損料又はレンタル料です。

<補足説明>

① 対象となる機材・物品

- ✓ 業務に必要な事業用物品が対象となります。

② 損料の算定

- ✓ 損料の合意単価は、機材・物品の取得価格、日損料率、供用日数等に基づき算定します。見積書において、競争参加者が積算根拠を示したうえで損料単価を提示してください。契約交渉において、積算根拠の妥当性を協議・確認します。
- ✓ 契約履行期間中に損料を計上する必要がある場合、**損料の根拠について確認書を提出してください。**

<精算について>

- ✓ 損料は、合意単価方式が適用されますので、当該単価と実績数量をもって精算します。レンタル料は実費精算します。その場合の証拠書類は、内訳付の領収書とします。

(3) 機材送料

機材送料は、業務に必要な機材・物品の梱包・輸送費で、本邦から現地に輸送する費用と、現地から本邦に輸送する費用の両方を含みます。

<補足説明>

① 機材送料の対象と内訳

- ✓ 機材送料の対象となる機材・物品は、契約に基づき受注者が購入する機材・物品、損料扱いとする受注者所有の機材・物品及び受注者がレンタルする機材・物品に限らず、業務に必要な関連書籍・書類、報告書なども含まれます。

- ✓ 機材送料は、輸送費に加え、国内輸送費、梱包費用、運送保険料、通関費用も含まれます。
- ✓ 業務従事者が業務に必要な資機材を同時携行する場合のエクセス費用は機材送料で計上します。

<精算について>

- ✓ 機材送料は、実費精算します。その場合の証拠書類は、領収書その他、輸送会社が発行する以下に示す書類とします。
 - ア) 海送..... Bill of Lading, Invoice, Packing List
 - イ) エア・カーゴ..... Air Waybill, Invoice, Packing List
 - ウ) アナカン..... Air Waybill, Invoice, Packing List
 - エ) 国際宅急便 (DHL、OCS、EMS 等) 内訳書、送り状
 - オ) エクセス..... 超過貨物券 (Excess Baggage Ticket)
- ✓ エクセスについては、業務従事者の渡航と同一の日付であること、超過荷物券に日付、利用者名、重量単価、重量、金額、運搬期間、支払方法、チケットナンバーが記載されていることを条件とします。
- ✓ 証書添付台紙には、送付物及び送付先を記載してください。

7. 再委託費

(1) 現地再委託費

現地再委託費は、業務対象国において、現地業者等に対し、業務の一部（工事も含む）を契約により実施させるための業務委託経費です。
 現地再委託を認める業務については、企画競争説明書等に記載します。

<補足説明>

- ✓ 現地再委託の実施に際しては、「[コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン](#)」²¹に基づき手続きを行います。
- ✓ 業務の一部を第三者に委託する契約を再委託費²²として計上します。内容によって一般業務費との区別が難しい場合（例：教材資料の作成契約）、当該業務の金額が200万円（1契約1発注）以上のものを目安として、現地再委託費として計上ください。
- ✓ 現地再委託の対象として工事契約も含まれます。ただし、大規模な工事については、原則として、JICA事務所が契約当事者となり、受注者は設計・入札・施工監理を支援することとし、現地再委託の対象としません。工事を現地再委託の対象とするか否かについては、個別案件ごとに確定し、企画競争説明書等に明示します。

<精算について>

- ✓ 現地再委託経費は、実費精算します。証拠書類は以下のとおりです。
 - ア) 調達経緯説明書（打合簿写。契約書を含む。）
 - イ) 再委託先からの請求書及び領収書

(2) 国内再委託費

²¹ 「<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>」参照。

²² 印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、会場借上等の業務に付随する軽微な業務を除きます。

国内再委託費は、本邦で業務の一部（試料分析、本邦アンケート調査等）を第三者に契約により実施させる業務委託経費です。

<補足説明>

- ✓ 国内再委託についても、契約履行期間中に国内再委託先を選定する場合等については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」の手続きを準用することとします。
- ✓ 現地再委託費と同様に、内容によって国内業務費（諸雑費）との区別が難しい場合、当該業務の金額が200万円（1契約1発注）以上のものを目安として、国内再委託として計上ください。
- ✓ 国内再委託について、相当程度高度な分析・解析等を必要とする場合など、特定の業者との随意契約が必要となる場合には、契約交渉において、その委託内容・金額等を協議します。

<精算について>

- ✓ 国内再委託経費は、実費精算します。証拠書類は以下のとおりです。
 - ア) 調達経緯説明書（打合簿写。契約書を含む。）
 - イ) 再委託先からの請求書及び領収書

8. 国内業務費

国内業務費は、カウンターパート等を対象とした技術研修や招へい事業を実施するための費用です。

「本邦技術研修・本邦招へい」に係る研修員等が本邦へ来日後の実施業務については、独立した契約書を締結します。契約は当初契約締結時に企画競争説明書記載の定額にて締結し、その後研修の詳細が決定した段階で、打合簿を取り交わし内容・金額を確定します。

(1) 技術研修費

技術研修費は、カウンターパート等を来日させ、技術研修を実施するための費用です。

技術研修費は、原則として、企画競争説明書等に規定した定額を見積金額として計上することを求めます。

<補足説明>

- ✓ 技術研修業務は、特記仕様書及び「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」²³に基づき実施します。研修員受け入れに係る詳細については同ガイドラインを確認してください。

<精算について>

- ✓ 技術研修は原則、一括確定額請負型（ランプサム）の別契約としますが、別契約としない場合や別契約としても契約後の変更により実費精算が生じる場合があります。技術研修業務にかかる費用を実費精算する場合の証拠書類は以下のとおりです。
 - ア) (研修) 業務完了報告書（打合簿写）
技術研修詳細計画表（実績版）と技術研修費明細書を添付（打合簿の別添資料としている業務完了報告書は添付不要）。

²³ 「<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>」参照。

イ) 各種領収書等

- (a) 諸謝金について、源泉徴収する場合には源泉徴収額を差し引いた額の領収書で構いません。証書貼付台紙に源泉徴収している旨とその額を記載してください。
- (b) 損料として支払を行う場合は、領収書は不要です。監督職員との間で、事前に損料単価を確認してください。
- (c) 交通費のうち、鉄道運賃等定価がある運賃については、ネット上の料金表（乗換案内等）を証拠書類にできます。この場合、領収書は不要です。国内航空賃については、予約時期等により料金が大幅に異なるため、領収書と e-ticket を証拠書類とします。
- (d) 日当・宿泊料については、合意された単価に実績を乗じて支払額を確定しますので、領収書の提出は不要です。

(2) 招へい費

招へい費は、我が国の技術や経験等への理解を深め、日本側関係者との関係構築を図るため、開発途上国等の関係者を本邦に招へいするための費用です。
招へい費は、原則として、企画競争説明書等に規定した定額を見積金額として計上することを求めます。

<補足説明>

- ✓ 本邦招へい業務は、特記仕様書及び「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」²⁴に基づき実施します。被招へい者の受入に係る詳細については同ガイドラインを確認してください。

<精算について>

- ✓ 招へい費を実費精算する場合の証拠書類は「技術研修費」と同じです。

【障害のある業務従事者に係る経費の取扱い】

障害のある業務従事者が現地業務を実施するための経費が必要であると競争参加者が判断する場合には、直接経費に限り、見積書（別見積とする。）に積算し、提出してください。契約交渉にて協議・確認します。以下は想定される経費の事例です。

1. 該当業務従事者の航空券クラスのアップグレード費（旅費（航空賃））
2. 介助者の航空賃（旅費（航空賃））
3. 介助者の日当・宿泊料（旅費（その他））
4. 特殊車両の借上げ（一般業務費 - 車両関連費）

なお、契約締結後、当初想定していない直接経費が発生するものについては、受注者からの申入れに応じ、その必要性和金額を打合簿にて確認したうえで、契約変更手続き等で対応します。

²⁴ 「<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>」参照。

IV. 見積書作成に当たっての留意事項

1. 見積額の積算

見積書は、「プロポーザル（企画競争）」または「技術提案書（総合評価落札方式）」（以下「プロポーザル等」）で提案した業務を行う上で必要な金額を積算するものです。したがって、プロポーザル等で提案した作業量・内容等をすべて反映した見積額としてください。

また、業務従事者の格付や報酬単価については、競争参加者が自己の算定に基づいて設定してください。ただし、上述のとおり、契約交渉にあたっては、本ガイドラインに示す積算基準を超えない範囲で交渉を行うこととなりますので、見積額の積算に当たっても、本ガイドラインの積算基準に十分ご留意ください。

2. 見積額の定額計上及び別見積り

経費の性格から価格競争の対象とすることが望ましくない経費及び競争参加者の提案内容によって金額が大きく変動する可能性がある経費については、予め JICA が定めた当該経費の額を見積りに計上するよう指示し（定額計上）、本体見積価格から当該経費の見積りを分離し（別見積り）、価格評価の対象外とすることがあります。

「Ⅲ. 直接経費」に記載のとおり、**障害のある業務従事者に係る経費**が「別見積り」の対象となります。このほかにも、**企画競争では競争参加者は上限額を超える提案をプロポーザルとは別に行う場合は、その見積金額を「別見積り」として提出します。**定額計上及び別見積りについては、企画競争説明書等に明記しますので、確認してください。

3. 本邦研修・招へいにおける報酬及び直接経費について

本邦での実施業務にかかる報酬及び直接経費については、企画競争説明書等にて指示している「適用される契約約款」に関わらず、当初契約とは別に本邦研修・招へいについて独立した契約を締結します。契約時には JICA より提示した定額にて契約締結を行い、研修の詳細が決まった段階で打合簿にて内容・金額の確定を行います

V. 契約交渉における見積額の確認（企画競争の場合）

契約交渉において、見積書に基づき、契約金額の交渉を行います。

プロポーザル提出時に併せて提出した本見積書をもとに契約交渉を行うため、同見積書の金額を超えることは認められません（別に JICA より指示する場合を除く）。なお別見積書についても原則、プロポーザル提出時の金額の範囲内にて契約交渉を行います。契約交渉においては以下の観点から価格の確認を行います。

1. 報酬の額について

- ① 業務従事者の配置計画及び総人月が業務の内容を反映したものとなっているかを確認する。JICA 側の配置想定及び総人月と相当程度の差異がある場合、「業務の内容・範囲」そのものについて、双方の認識に差異があると考えられるため、JICA と契約交渉権者双方の考え方を整理・確認する。特に、総人月が JICA 側の想定を超えている場合、業務の内容・範囲（情報収集の範囲や分析レベル等を含

む。)を踏まえ、その妥当性を確認する。

- ② なお、原則として JICA は、業務の内容・範囲の削減を伴わずに契約交渉権者から提示されている総人月の削減を求めることは行わない。
- ③ 上記①にて業務従事者の配置計画及び総人月の妥当性を確認したうえで、各専門（業務）分野を担当する業務従事者の格付について、格付の目安²⁵と乖離がないか確認する。なお、JICA が想定する担当分野の業務内容と競争参加者の提案の内容に大幅な乖離がない限り、原則として、契約交渉権者の提案を受け入れる。
- ④ 各格付に対する報酬単価が、JICA が設定する月額上限額の範囲内であることを確認する。
- ⑤ **実際に配置される業務従事予定者が、当該格付にて求める経験・能力を有しているか監督職員が確認する。また、「給与水準の直接確認による格付認定申請書」がある場合は、必要書類を受領して確認する。**（別添資料 1 業務従事者の格付確認・認定の運用について参照。）
- ⑥ 契約交渉を経てもなお、契約交渉権者の提示する報酬額が JICA 側の予定価格を相当程度上回る場合、JICA、契約交渉権者のいずれも契約交渉を打ち切ることができる。

2. 直接経費の額について

- ① 直接経費についても、積上げが業務の内容を反映したものとなっているか（業務に関連して発生すると想定される経費であるか）を確認する。
- ② 各費目において、「Ⅲ. 直接経費」で JICA が想定する上限額や範囲を超えていないか確認する。
- ③ 価格競争を行っている費目は、見積根拠の提出不要とする。ただし、JICA の過去の契約実績等と比較し、相当程度単価が高いと判断される費目については、見積書又はそれに代わる積算根拠²⁶の提示を求める。必ずしも確実な積算根拠が提示できない場合は、合意単価方式ではなく、実費精算方式を適用する。
- ④ 実費精算方式の対象とする費目についても、同じく単価が高いと判断される場合、及び当該費目の総額が数百万円規模になる場合には、見積書等の提示を求め、確実性の高い単価を採用するべく、協議する。

3. 一般業務費に係る合意単価方式

（1）合意単価方式の適用対象

QCBS においては、一般業務費のうち、車両関連費及び雑費のうち通信費については、原則として合意単価を適用することとします。この他、継続契約²⁷において先行する契約履行期間での支出実績により一定程度正確に支出額が確定できる費目（事務所関連費等）等についても、合意単価の対象とすることを協議します。

一方、車両関連費でも、一定の確度を持った単価や数量を確定できない場合、実費精算とします。

（2）合意単価設定方法

²⁵ 「[コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン](#)」の「別添資料」5：コンサルタント等契約における業務内容と業務従事者の格付目安を参照。

²⁶ 現地企業とのメール等の写しやインターネット上の情報、過去の実績等でも構いません。

²⁷ 契約履行期間を複数に分割して契約書を締結する場合における継続する契約履行期間の契約をいいます。

車両関連費は一般的に、総現地業務人月に比例して支出が増加すると推定されますので、見積書で積算された車両関連費を総現地業務人月で除して合意単価を設定します。なお、現地傭人のみが現地で活動する期間があり、その間の車両関連費が必要な場合は契約交渉にて合意単価の計算方法を協議し、合理的な合意単価と数量を設定します。

事務所関連費については、総現地業務人月ではなく、現地業務期間（月）やプロジェクト事務所開設期間を単位として単価を設定することが合理的な場合もあると考えられます。いずれにせよ、契約交渉において協議し、合理的な合意単価と数量を設定します。

なお、契約開始後の合意単価の変更は認められません。

4. 定額計上

公示・契約締結時点で正確な見積もりが困難である経費については、企画競争説明書等にて定額計上を指示しますので、同金額にて見積書及び契約書を作成してください（備考欄へ「定額計上」と明記）。また、契約締結後、業務の範囲や支出の内容が確定した段階で、その内訳について打合簿を取り交わしてください。また、定額計上金額を超える場合は費目間流用の手続きを行ってください。契約金額が増額になる場合は契約変更手続きを行ってください。

5. 本邦研修・招へい

交渉時点で、想定している研修時期及び回数を確認します。

また、本体事業の見積金額に本邦研修・招へいにかかる報酬及び直接経費が含まれていないことを確認します。

6. 支払いにかかる確認事項

前金払、部分払、概算払、精算払の時期と概算額を確認します。なお、前金払は契約交渉権者が要望する場合に設定することができます。部分払を行う場合は時期をいつにするのか契約交渉にて確認します。

各支払の内容や計算方法は、Ⅵ. 精算について「7. 各種支払について」を参照ください。

7. 決算について（上半期、年度末）

機構の決算期は、上半期決算（9月）及び年度末（3月）です。成果品（報告書等）の提出、確認検査の実施及び検査の通知は、同一の決算期にて行いますので、履行期限や部分払を9月又は3月に設定する案件においては、履行期限を月の月上旬（9月上旬、3月上旬）までとし、成果品（報告書等）提出日を決算期の前月末（8月末、2月末）までに設定します。

なお、上半期決算の対象外となる契約²⁸もありますので、契約交渉時に個別に確認します。

²⁸ 上期決算の対象となるのは有償勘定予算を含む契約です。

8. 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持ち、必要に応じ契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

VI. 精算について

精算報告書は、原則として電子データ（PDF）での提出とします²⁹。精算報告書の確認完了後、最終版の電子データについては、国税庁が定める電子帳簿保存法³⁰に従い保管して下さい。精算完了後、精算報告書一式の電子データの照合、保管方法の確認等を求めることがありますので、その際には確認調査にご協力ください。また、精算報告書の代表者印又は社印押印を省略することが可能です。この場合は、以下の方法での提出してください。なお、「報酬」及び「直接経費」を合計した総額は契約金額を上限とします。

また、精算報告書の作成については、「**別添資料7** 業務実施契約における精算報告書の作成方法について」を参照してください。

- ✓ 精算報告書の表紙に「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記してください。
- ✓ 電子提出する場合は、提出時の電子メールを責任者本人から送付するか、責任者を CC に入れてください。

1. 「報酬」における業務従事人月の確認

「報酬」の額は、各業務従事者の格付による報酬月額単価に、当該業務従事者の業務業績を乗じて算定し、合算します。

業務従事実績は、業務従事者の従事計画/実績表（監督職員確認印付）をもって確認しますが、必要に応じ、現地業務日数の確認のため、パスポートの出入国記録やフライトへの搭乗証明書等を求めることがあります。

2. 「直接経費」の精算（合意単価方式）

契約書において合意単価方式を適用した費目（例：旅費（航空賃）、日当・宿泊料）については、精算に当たって、当該合意単価に実績数量を乗じて支払額を確定します。

合意単価方式の場合、領収書等の証拠書類の提出を求めることはありません。また、契約約款第 14 条第 3 項に規定する「証拠書類の提出の省略」に当たりませんので、領収書の保管等も不要です。

なお、合意単価方式の適用で合意していた費目についても、相当程度の事情の変

²⁹ PDF 化により文字や数字の判別が難しくなる場合は補記して下さい。参照「**別添資料8**「精算報告書の電子提出方法について」

³⁰ 参照「電子帳簿保存法関係（国在庁）」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

更（例：業務履行途中の治安悪化に伴い、借上げ車両をセダンから4WDに変更した。）がある場合には、監督職員の承諾に基づき、実費精算することを認めることがあります。

3. 「直接経費」の精算（実費精算方式）

コンサルタント等契約については、途上国における業務の不確定性を踏まえ、当該業務に係る直接経費を契約締結時に前もって確定させることは困難であるとの考え方から、その一部の費目を実費精算することとしています。

この実費方式の対象となる直接経費の精算に際しては、以下の4つの要件が満たされているかとの視点から精算報告書の検査を行いますので、留意してください。

（1）証拠書類（領収書等）に基づく支出の確認

証拠書類に基づき、受注者が実費を負担したことが確認できる経費を精算します。このため、証拠書類が提示されない経費は、原則精算の対象とはなりません。

証拠書類とは、「その取引の正当性を立証するに足る書類」を示し、原則として、次項「5. 実費精算方式における具体的留意事項（1）証拠書類（領収書等）」の要件を満たす領収書又はそれに代わるものです。

（2）業務上の必要性

契約に基づき実施した業務に関連して必要となり支出された経費のみを精算します。具体的には以下の3点を確認します。

- ① 各支出が「Ⅲ. 直接経費」に規定されている直接経費の範囲内の支出であるか。
- ② 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定された支出であるか。加えて、一般業務費については、「一般業務費支出実績総括表（3者打合簿）」にて、「業務に関連した支出である」ことを確認しているか。
- ③ 原則として、契約履行期間内に支出された経費であるか。請求書の受領が月末になる現地での水道光熱費など、業務に関連して必要となった支出であることが明らかである経費は精算の対象とします。

（3）経済性・効率性

経済的・効率的な経費の支出となっているか確認します。契約時の見積もりを大幅に超えた支出となっている場合にその理由を確認します。また、現地再委託契約及び160万円を超える物品調達については、調達経緯が監督職員に報告されているかを打合簿の写しによって確認します。

4. 「直接経費」の精算（定額計上）

定額計上した金額の範囲内で、**複数見積書等にて価格の妥当性が確認できたものについてはランプサムとすることが可能です。**契約締結後に、業務の範囲や内容、金額が確定した時点で**3者打合簿（金額の範囲内で実費精算する場合は2者）**を作成し、証拠書類として添付してください。

5. 実費精算方式における具体的留意事項

（1）証拠書類（領収書等）

① 領収書の要件

領収書には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受

領印又は受領者サイン、⑤支出内容（購入物品名、単価、数量、支払金額等）が明記されていなければなりません。いずれか一つの記載がない場合でも、有効な証拠書類とはなりません。また、電子（オンライン）領収書については受領印又は受領者サインなしのものしか入手できない場合は、④がなくとも有効とします。

ア) 宛名

領収書の宛名（支払者）は、受注者の企業・団体名（共同企業体の構成員を含む。）、プロジェクト名、JICA Study Team、JICA Project Team 又は業務従事者名にて取付けてください。これら以外の宛名となっている場合は、その理由を証書貼付台紙に記入してください。なお、現地での免税や付加価値税還付等の手続きの関係上、JICA 事務所を宛名とする必要がある場合は、これを認めます。

イ) 受領印又は受領者サイン

受領印又は受領者サインが記載されていない場合は、その理由を証書貼付台紙に記入してください。

ウ) 支出内容

支出内容が十分記載されていない場合は、請求書等内訳が記載された文書を添付（簡単な場合は証書貼付台紙への補記）してください。

② クレジットカード払い

法人名義又は業務従事者名義のクレジットカードによる支払いも可能です。その際も、領収書をもって精算することとなります。精算報告書にはカード明細書（写）の添付は不要ですが、領収書の取付けが困難な場合のみ、カード明細書（写）及び購入の事実が分かる書類（納品書等）をもって精算可能とします。適応される為替レートは、原則として現地で支払いを行った月の JICA 指定レートとなります。なお、クレジットカード利用手数料は精算対象外です。

③ 銀行送金の場合

国内送金・海外送金を問わず、銀行送金を行った場合においても、原則として領収書もしくは送金内容の内訳が確認できる請求書³¹（Invoice）等を証拠書類とします。やむを得ず領収書が取付けられない場合は、銀行が発行する振込金受領書、外国送金依頼書等送金の事実及び送金が確認できる書類とともに、送金先銀行口座が確認できる書類（銀行口座が記載された契約書、請求書等）を証拠書類として精算報告書に添付してください。

また、現地での支払通貨と振込の通貨が異なる場合（現地通貨で契約を締結し、US ドル建てで海外送金を行う場合等）、海外送金の証拠書類に為替レートが確認できる書類を添付してください。海外送金の場合は、原則、送金時の為替レートを適用して精算します。

(2) 外貨交換レート

精算報告書作成に当たり、外貨で支出された経費を邦貨に換算する場合は、JICA が定める月毎の（固定）外貨交換レート³²（以下、「JICA 指定レート」）を適用してください。具体的には、領収書の日付が属する月の JICA 指定レートを適用し

³¹ 請求書等にも送金内容の内訳の記載がない場合は、内訳を補記して下さい。

³² 「業務実施契約、業務委託契約における外貨換算レート表」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)」参照。

てください。なお、外貨交換手数料は精算の対象外です。

JICA 指定レートが設定されていない国については、以下のレートの適用を検討します。いずれの方法によるかは別途協議します。

- ① OANDA レート (<https://www1.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>)
- ② 当該国の中央銀行のレート
- ③ 当該国の商業銀行のレート
- ④ 当該国の公式両替所において両替したレート

これら代替レートについては、前月最終営業日付の円売り現地通貨買いのレート（Interbank rate）の小数点第4位以下を切捨てたものを当該月の適用レートとします。なお、確認するレートは、1 現地通貨＝***日本円の形で確認してください。また、1 現地通貨あたりの日本円が1 円に満たない場合には、1 以上になるように10×倍した後に、小数点第4位以下を切り捨てたものを適用してください。

OANDA レートについては当該 HP の写し、その他のレートについてはそれぞれのレートが記載された文書の写しを証拠書類としてください。

（3）契約書等

1 件（1 契約）200 万円以上の支出では、原則として契約書（写）を証拠書類としてください。また、個人との契約の場合、個人のサインのみではなく、ブロック体等の判読可能な文字で個人名を記載してください。

<補足説明>

- ✓ 傭人（特殊傭人、事務員、運転手等）や借上（車両借上、事務所借上等）の契約期間が30 日以上に亘る場合、**200 万円未満であれば契約書（又は契約書を代替する文書）の提出は不要です。**
- ✓ 翻訳費などを単価ベースで発注し、結果的に200 万円を超えた場合等については、発注書及び請書で契約書の代替可能です。
- ✓ 以下については関連の打合簿に対象の契約書写を添付して証拠書類としてください。
 - ①現地再委託費／国内再委託費³³
調達経緯説明書の打合簿（契約書写含む）を添付してください。
 - ②機材購入費（160 万円以上）³⁴
調達経緯説明書の打合簿（契約書を作成した場合は契約書写含む）を添付してください。

6. 一般業務費支出実績総括表の確認について³⁵

精算報告書に必要な書類となりますので、一般業務費の支出完了後、直ちに3 者打合簿を作成し、「一般業務費支出実績総括表」を添付の上、監督職員及び担当契約課長へ確認を行ってください。

7. 各種支払について

（1）前金払

³³ 参照「[現地再委託契約ガイドライン](#)」

³⁴ 参照「[物品・機材の調達・管理ガイドライン](#)」

³⁵ 参照「[契約管理ガイドライン](#)」

契約約款第 16 条（注 1）の規定に基づき、契約金額の 4 割を上限に前金払を請求できます。ただし、契約履行期間が 12 カ月を超える場合は、契約金額全体の 40%ではなく、12 カ月分毎の 40%を上限とし、契約交渉にて確認します。

（2）部分払

契約約款第 17 条（注 1）の規定に基づき、契約書で規定する業務の一部が完了（検査合格）したときに、以下の式で算定される金額の部分払が請求できます。

$$\text{「部分払金額} \leq \text{契約金相当額} \times (\text{10 分の 9} - \text{前金払額} / \text{契約金額}) \text{」}$$

上記の式における「契約金相当額」は、受注者が提出する「契約金相当額計算書」を基に査定されます。また、一般業務費の合意単価や定額計上を打合簿にてランプサムとした経費は、当該業務部分完了届提出までに完了したところまで適宜計上して下さい。

なお、複数の前金払、部分払が混在し、部分払の後に前金払を行う場合は、上記の計算式とは異なりますのでご注意ください。³⁶

（3）概算払

契約約款第 18 条（注 1）の規定に基づき、契約書で規定する業務の全てが完了（検査合格）したときに、精算金額の確定に先立って、契約金額の 9 割を上限に概算払が請求できます。

（4）精算払

契約約款第 15 条（注 1）の規定に基づき、契約書で規定する業務の全てが完了（検査合格）し、発注者が支払うべき金額（確定金額）の決定通知を受けたときに、確定金額の支払が請求できます。

確定金額は、契約約款第 14 条（注 1）の規定に基づき、受注者が提出する「契約金額精算報告書」に基づき確定させます。

（5）請求書の提出先

支払い条件を満たした後、各種請求書を速やかに提出してください。

各種支払い請求書提出先メール：outm1_shiharai@jica.go.jp

宛先：調達・派遣業務部 業務支援チーム（請求書受領用）

※注 1：業務実施契約（調査業務及び事業実施・支援業務）の契約約款における条項を参照しています。業務実施契約（技術研修等支援業務及び単独型）の契約約款については、条項や記載内容が異なりますので各約款を参照してください。

³⁶ 参照「[別添資料 6](#) 複数の前金払と部分払が混在する場合の取扱い」

VII. 継続契約

複数の履行期間に分割して契約書を締結する場合（この場合、当初契約の履行期間を対象とした契約に引続く契約期間の契約を「継続契約」と呼びます。）、次期契約締結までの期間に、制度変更があった場合は、変更後の制度を適用します。

1. 次期契約の締結日

先行の期の成果品提出前でも締結可能です。この場合、次期継続契約にかかる3者打合簿において、先行の期と次期の業務内容が混在することなく区別する方法（例：活動内容で区別、日付で区別、等）を合わせて確認します。

2. 次期契約の報酬単価

毎年、2月下旬～3月上旬に報酬単価を改定しますので、以下のとおり3者打合簿の承認日にて適用する報酬単価を決定します。

- ① 報酬単価改定のお知らせより前の場合： 改定前の報酬単価を適用
- ② 報酬単価改定のお知らせ以降の場合： 改定後の報酬単価を適用

<補足説明>

- ✓ 当初契約の競争の際に、報酬単価（上限額）を下回る単価で見積書を提出し、契約の報酬単価とした場合、報酬単価（上限額）に対する当該契約報酬単価の割合を、継続契約にも適用します。
- ✓ 次期契約において、業務従事者を追加する場合は、打合簿を取り交わし、格付を決定します。
※報酬単価の改定は、総合評価落札方式及びQCBS(技術協力プロジェクトQCBS 試行案件を除く)で選定した契約で契約履行期間の分割が発生した場合は対象外とします。

3. 継続契約手続きについて

- 3者打合簿を交わし継続契約手続きを行います。
- 次期の契約締結希望日より起算して2～3か月前を目途に次期に係る3者打合簿（案）を作成し、監督職員と特記仕様書（案）及び見積金額について協議のうえ、1.5～2か月前までに調達・派遣業務部の契約担当へ3者打合簿案（特記仕様書案、見積金額内訳書案含む）を提出します。
- 打合簿の取り交わしが完了次第、契約締結を行います。
- QCBS 及び総合評価落札方式については以下のとおりです。
 - ① 当初契約時の最終見積書（次期契約分）の単価にて契約します。
 - ② 価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を次期契約にも適用します。
 - ③ 2023年10月以降に継続契約の打合簿を取り交わす場合に、ランプサムとすることが可能です。当初契約の次期契約分に定額計上、別見積もりがある場合は、複数見積書等の確認ができればこの部分も含めてランプサムとします。
 - ④ JICA から業務の追加・変更指示があった場合で受注者と合意がとれ、複

数見積書等にて価格の妥当性が確認できたものについては、追加・変更部分もランプサムとします。

VIII. 国内業務／国内業務主体の契約

ODA 関連業務で開発コンサルタントへの発注を想定するもののうち国内業務が主体のものはコンサルタント等契約として業務を発注する場合があります（2022年11月から2023年3月までの公示案件（国内業務主体）では基本的に業務人日で国内業務人日が全体の50%を超える場合、2023年4月公示以降（国内業務）は、現地及び国内の業務人月の割合を問わず、国内業務が100%の調査や研究等）。該当の契約は企画競争説明書等にその旨を記載しますので、ご確認ください。国内業務／国内業務主体のコンサルタント等契約も基本的には通常のコンサルタント等契約と同様のガイドラインに基づく運用となりますが、以下の点については違いがありますので、ご注意ください。

1. 業務価格の費目構成

(1) 業務価格の費目構成

| | | | | | |
|--------|------|------|---------------------------|--------|----------|
| 業務価格 | 業務原価 | 直接原価 | 直接経費 (積上計上するもの) | <国内業務> | <国内業務主体> |
| | | | | — | 旅費 |
| | | | | 一般業務費 | 一般業務費 |
| | | | | 通訳備上費 | 通訳備上費 |
| | | | | 報告書作成費 | 報告書作成費 |
| | | | | 機材費 | 機材費 |
| | | | | 国内再委託費 | 再委託費 |
| | | | | 国内業務費 | 国内業務費 |
| | | | 直接人件費 | | |
| | | | その他原価 (=間接原価+積上計上を除く直接経費) | | |
| 一般管理費等 | | | | | |

(2) 業務価格

$$\begin{aligned} \text{業務価格} &= \text{業務原価} + \text{一般管理費等} \\ \text{業務原価} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \\ \text{その他原価} &= \text{直接人件費} \times \alpha / (1 - \alpha) \\ \text{一般管理費等} &= \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta) \end{aligned}$$

① 直接人件費単価

国土交通省の設計業務等技術者単価を準用

② 経費率

国土交通省の設計業務等標準積算基準³⁷を準用し、**全案件共通**で $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$ とする。

³⁷ [国土交通省：設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）](#) 令和4年度「土木設計業務等積算基準」を参照。

個人の場合は、全案件共通で $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 0\%$ とする。

| 法人 | 個人 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$ | $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 0\%$ |

2. 直接人件費基準月額（上限）

「**別添資料 2 報酬単価表**」にある「国内業務／国内業務主体の場合」の基準額を上限として提案ください。

3. 一般業務費

現地渡航にかかる査証代、予防接種代、海外旅行保険料は計上可能とします。計上する場合は、一般業務費-雑費として計上して下さい。ただし、2023年4月公示以降の「国内業務」の案件については、現地渡航がないためこれらの経費は計上できません。

4. 日本国内での旅費・交通費

50km を超える移動については旅費・交通費を計上可能とします。計上する場合は、一般業務費-旅費・交通費として計上ください。

(1) 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）

勤務地より 50km 以上の移動の場合に計上可能とします。

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費により計算してください。ただし、日程上の必要性又はその他やむを得ない事情により、他の経路・方法をとる方が合理的である場合は、これを認めます。

航空券クラスは一律エコノミーとします。

航空便の利用は、最も経済的な通常の経路及び方法と認められる場合（以下の2条件を目安とする）に利用可能です。

- 鉄道による最短の移動時間が4時間を超える場合
- 航空運賃が鉄道運賃より安い場合、もしくは航空便の利用により旅行日程が短縮され、旅費総額が安くなる場合

タクシーの使用は、利用できる公共交通機関がない場合に限り、タクシー代を認めます。ただし1,000円未満の場合は日当に含まれる少額交通費とみなし、直接経費での計上は認めないこととします。

(2) 日当・宿泊料：

日当は一日の行程が100kmを超えた場合に支給します。日当及び宿泊料は、受注者の業務従事者は契約上の格付、それ以外の者は**その者が実施する業務に基づき想定する格付**に応じ、「**表 6 日当・宿泊表（上限）**」に基づき支出します。

表6 日当・宿泊単価表（上限）

（単位：円）（税抜）

| 業務従事者 （格付） | 日当 （1日） | 宿泊料 （1泊） |
|---------------|------------|-------------|
| 1号 | 1,500 | 14,000 |
| 2号、3号 | 1,300 | 12,400 |
| 4号、5号 | 1,100 | 10,300 |
| 6号 | 850 | 8,200 |

【第2部】

IX. QCBS方式—ランプサム契約

QCBS方式については、2023年10月以降の公示より、ランプサム契約を導入します。ランプサム契約では、基本的に価格競争とした費目の見積額を契約金額とし、ランプサム方式とします。業務に係る経費を積算するに際し、競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、企画競争説明書を確認し積算を行ってください。

各費目の考え方は、「第1部Ⅱ報酬、Ⅲ直接経費」と同様になりますが、全体の上限額内であれば、示している積算基準の範囲を超える提案を妨げるものではありません。また、見積書や契約交渉、精算等についても、基本的には第1部と同様になりますが、以下の点については違いがありますので、ご注意ください。

1. 見積書作成に係る留意事項

(1) 見積額の積算：

上述の通り、全体の上限額内での価格競争を行うため、企画競争説明書に示した全体の上限額内である限りにおいて、本ガイドラインで示している積算基準や単価の上限額等の範囲を超える提案を妨げるものではありません。

2. 契約交渉における見積額の確認

(1) 価格競争とした費目：

契約交渉対象外とし見積金額を契約金額としますので見積根拠の提出は不要です。

(2) 価格競争以外の費目（定額計上、別見積り）：

定額計上や別見積り分についても、契約交渉や案件実施期間中に受注者と発注者にて業務内容の合意がとれ、複数見積書等にて価格の妥当性が確認できればランプサム方式とします。ただし、複数見積書等が確認できず、価格の妥当性を十分に確認できない場合は実費精算とします。また、店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書の提出を省略します。

(3) 支払に係る確認事項：

部分払を行う場合は、契約交渉にて、中間成果品（報告書等）及び提出時期を確認し、それまでの業務の進捗割合（%）を決めて打合簿に明記します。

(4) その他留意事項：

- ① ランプサム方式のみの契約とした場合は、契約書の附属書Ⅲ「契約金額内訳書」は不要です。ただし、打合簿（契約開始にあたっての合意事項）に「契約金額詳細内訳書」を添付してください。変更契約の必要が生じた際に確認します。
- ② 仕様書の不明点等の質問を受けた場合は、質問回答で明確化し、その結果を契約時に特記仕様書に反映させる、又は打合簿（契約開始にあたっての合意事項）に記載し、受注者と発注者の双方の認識に齟齬が生じないようにします。
- ③ 価格競争時に総額から値引きがある場合は、その値引き率を変更契約にも適用します。

3. 精算に係る留意事項

(1) 請求金額確定の方法

① ランプサム方式対象分：

契約金額がそのまま請求金額となります。また、数量などの実績確認や証憑書類（領収書等）の提出は不要です。

② 実費精算対象分：

証憑書類（領収書等）に基づき実費精算します。

(2) 精算報告書の提出

① ランプサム方式のみの契約

精算報告書の提出は不要です。業務完了及びその検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実際の支出の確認（証憑書類等の確認）なしに支払われますので、検査合格後、速やかに請求書を提出してください。

② 実費精算方式が含まれる契約

精算報告書にランプサム方式分と実費精算方式分を記載し提出します。ランプサム方式対象分は、契約金額をそのまま精算報告書に転記し、実費精算対象分は証憑書類に基づき精算報告書を作成し、実費精算分の証憑書類と併せて提出してください。

(3) 「業務従事者の実績表」について

「業務従事者の実績表」は渡航回数を記載し、業務完了届と併せて提出します。精算報告書への添付は不要です。

X. 一般競争入札（総合評価落札方式）

一般競争入札（総合評価落札方式）は、入札による選定です。

業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、入札説明書を確認し積算を行ってください。また、各費目の考え方は、「第1部Ⅱ報酬、Ⅲ直接経費」と同様になりますが、示している金額の上限については、この範囲を超える提案を妨げるものではありません。

1. 経費積算に係る留意事項

(1) 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次のとおりとします。

(2) 費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次のとおりとします（2023年9月公示まで）。2023年10月公示より、費目構成を「第1部Ⅱ報酬、Ⅲ直接経費」と同様とします。

① 「国内業務」の契約以外

| | | 内 容 |
|---------|-------------|--|
| Ⅰ. 報酬 | | 業務を実施・完成させることに対する報酬 |
| Ⅱ. 直接経費 | (1) 旅費(航空賃) | 本邦又は第三国から対象国への航空賃 |
| | (2) 現地関連費 | ① 旅費(日当・宿泊費) 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費(現地支出分) 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費 |
| | (3) 国内関連費 | 一般業務費のうち、国内で支出する直接経費 |
| | (4) 機材費 | 機材購入費・輸送費等 |
| | (5) 再委託費 | 業務の一部を再委託(下請負)するための経費(機構が認める場合に限る。) |
| Ⅲ. 消費税 | | 消費税及び地方消費税 |

② 「国内業務」の契約

| | 内訳 | 内 容 | |
|---------|---------|-----------|----------------------|
| Ⅰ. 業務原価 | 1. 直接経費 | (1) 国内関連費 | 一般業務費のうち、国内で支出する直接経費 |
| | | (2) 機材費 | 機材購入費・輸送費等 |

| | | |
|-----------|----------|-------------------------------------|
| | (3) 再委託費 | 業務の一部を再委託(下請負)するための経費(機構が認める場合に限る。) |
| | 2. 直接人件費 | 国内において当該業務を実施・完成させることに対する人件費 |
| | 3. その他原価 | 間接原価+積上経費を除く経費 |
| Ⅱ. 一般管理費等 | | 業務を処理する受注者における経費等のうち業務原価以外の経費 |
| Ⅲ. 消費税 | | 消費税及び地方消費税 |

(3) 報酬額/直接人件費の積算

報酬額/直接人件費は、業務従事者ごとの報酬又は直接人件費単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて積算してください。

業務人月については「第1部Ⅱ報酬2.業務量(業務人月)」を参照してください。

(4) 直接経費の積算

直接経費は、報酬/直接人件費以外の実費に基づいた支払いとすべき費用を計上してください。

(5) 定額で計上する経費

入札説明書に定額計上の記載がある場合は、記載通りに入札書に計上ください。

2. 契約金額の確定及び精算に係る留意事項

(1) 契約金額の確定について

契約交渉は行わず、落札者が提出した入札金額内訳書に基づき、以下の確定方法にて、各費目の契約金額を確定します。また、ランプサム方式における各費目の契約金額は、入札金額内訳書の通りとします。なお、実費精算方式が含まれずランプサム方式のみによる契約の場合は、契約書へ契約金額内訳書の添付は不要とし、打合簿にて契約金額詳細内訳書を添付してください。

| 費目 | | 契約金額の確定方法 |
|---------|-------------|--|
| Ⅰ. 報酬 | | 報酬額のとおり。 |
| Ⅱ. 直接経費 | (1) 旅費(航空賃) | 旅費(航空賃)に記載された、 ・単価(経路/クラス)×渡航回数 ・定額計上の場合は入札説明書のとおり。 |
| | (2) 現地関連費 | 現地関連費/旅費(日当・宿泊費)及び一般業務費(現地支出分)の合計金額を現地業務人月(遠隔による業務が多い場合は「総人月」又は「人日」とすることも可)で除した単価を設定する。また、現地業務人月に関係しない経費は単価のみを設定 |

| | | |
|--------|-----------|---|
| | | する。 ・単価×現地業務人月 ・単価（現地業務人月に関係しない経費） ・定額計上の場合は入札説明書のとおり。 |
| | (3) 国内関連費 | ・国内関連費／一般業務費（国内支出分：報告書印刷費等）の通り。 ・定額計上の場合は入札説明書のとおり。 |
| | (4) 機材費 | ・機材購入費の通り。 ・定額計上の場合は入札説明書のとおり。 |
| | (5) 再委託費 | ・再委託費の通り。 ・定額計上の場合は入札説明書のとおり。 |
| Ⅲ. 消費税 | | 報酬額及び直接経費の合計額に消費税率を乗じた金額 |

(2) 契約金額の精算について

① 数量等の確認を必要とする費用（2022年10月までの公示が対象）

契約金額内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。なお、2022年11月より導入したランプサム方式による確定金額として契約した費目の数量確認は行いません。

| 費用項目 | | 数量等実績確認の有無 |
|---------|-------------|--|
| Ⅰ. 報酬 | | 無： |
| Ⅱ. 直接経費 | (1) 旅費（航空賃） | 有：渡航回数を確認 |
| | (2) 現地関連費 | 有：現地業務人月（人日）又は総人月を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。 |
| | (3) 国内関連費 | 無 |
| | (4) 機材購入費 | 有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認 |
| | (4) 再委託費 | 無： |

② 請求金額確定の方法

<精算を要しない金額の確定>

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書³⁸を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出してください。

³⁸ 経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照してください。

i) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画/実績表」を添付してください。同表に基づき、業務人月（現地）及び渡航回数を確認します（国内業務については、同表の作成を不要となります（ただし現地関連費を総人月比例にする場合など国内人月の確認を要する場合を除きます））。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

| | |
|---------|--|
| 旅費（航空賃） | <p>「業務従事者の従事計画/実績表」にて、渡航回数を確認します。</p> <p>個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。</p> |
| 現地関連費 | <p>「業務従事者の従事計画/実績表」にて、現地業務人月を確認します。現地の業務人月（人日）又は総人月を確認し、契約書に記載された現地関連費の1人月（人日）又は総人月あたりの単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月（人日）数量については、契約書に記載された現地業務人月（人日）又は総人月を上限とします。</p> |
| 機材購入費 | <p>「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を確認します。</p> <p>契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のとおり種類・数量の機材が購入されているか確認します。併せて、契約終了時の機材の取扱い（現地事務所への返納又は現地政府関係者への譲与等）を確認します。</p> <p>適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理することが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額とします。</p> |

ii) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

<精算を要する金額の確定>

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類（領収書等）に基づき実費精算することとなります。

なお、契約書本体（「契約金額の精算」条項の変更）において、定額計上した経費については、業務の範囲や支出の内容が確定した段階で、その内訳について2者打合簿を取り交わし証憑書類に添付してください。ただし、2023年10月以降に契約締結する案件については、案件実施期間中に3者打合簿を取り交わし、受注者と発注者にて業務内容の合意がとれ、複数見積書等にて価格の

妥当性が確認できればランプサム方式としますので精算は不要となります。

※以下の全ての条件を満たす場合には、経費確定（精算）報告書の提出は不要です。業務完了及びその検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認（証憑書類等の確認）なしに支払われることとなりますので、検査合格後、速やかに請求書を提出してください。

- i) 現地渡航がない
- ii) 定額計上がない
- iii) 当初契約から金額の変更がない

(3) 金額変更について

一般競争入札（総合評価落札方式）は価格競争を経て、落札者を決定しているため、原則、業務の追加は認められませんが、受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、JICA と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに監督職員と相談してください。なお、追加業務分については業務量の実績及び証拠書類に基づき実費精算を行います。ただし、2023年10月以降の追加業務分については、受注者と発注者にて業務内容の合意がとれ、新たな経費の追加分の複数見積書等にて価格の妥当性が確認できればランプサム方式としますので業務量の実績及び実費精算は行いません。

XI. 業務実施契約（単独型）

1. 契約金額の構成

業務実施契約（単独型）の経費の構成は以下のとおりです。契約金額の構成に係る考え方や直接経費の範囲等については、「第1部Ⅰ.金額の構成、Ⅱ.報酬及びⅢ.直接経費、Ⅷ.国内業務／国内業務主体の契約」を参照してください。直接経費のうち、「一般業務費」（国内業務／国内業務主体の契約を除く）及び「機材費」については、個別案件の公示において計上するように指示した時のみ計上してください。

| 現地業務主体の契約 | 国内業務主体の契約 | 国内業務の契約 |
|------------|------------|-----------|
| (1) 報酬 | (1) 直接経費 | (1) 直接経費 |
| (2) 直接経費 | 1) 旅費（航空賃） | 1) 一般業務費 |
| 1) 旅費（航空賃） | 2) 旅費（その他） | 2) 機材費 |
| 2) 旅費（その他） | 3) 一般業務費 | (2) 直接人件費 |
| 3) 一般業務費 | 4) 機材費 | (3) その他原価 |
| 4) 機材費 | (2) 直接人件費 | (4) 一般管理費 |
| | (3) その他原価 | |
| | (4) 一般管理費 | |

また、適用する約款については、原則「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。また、2023年1月以降の公示については、「調査業務」約款（全課税契約）又は「事業実施・支援業務」約款（全不課税契約）を適用致しますので、各案件の公示を確認してください。

2. 報酬／直接人件費

- (1) 報酬（現地業務主体の契約）：業務量（業務人月）に「**別添資料2**報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」に示す算定式を適用し、積算します。算定式は格付毎に設定され、格付は当該業務従事者が担当する業務の内容・難易度に応じて設定し、公示で提示します。また、競争参加者の経営者又は雇用者ではない個人コンサルタントを業務従事者として配置する場合は、**別添資料2**に指定している報酬単価（月額上限額）の65%の額を上限額とします。なお、発注件数が少ない格付1号の業務に対する報酬額の計算式については、個別の公示で提示します。
- (2) 直接人件費（国内業務／国内業務主体の契約）：「**別添資料2**報酬単価表（業務実施契約及び単独型）」に示す、「1.業務実施契約（2）国内業務／国内業務主体の場合」を適用します。

3. 旅費

旅費（航空賃）及び旅費（その他）は契約に含めることを原則としていますが、契約に含めない場合（JICAが業務従事者に航空券を現物支給し、日当・宿泊料を直接支給する場合）もあります。旅費を契約に含めるか否かは公示で明示し

ますので、見積書作成にあたって必ず確認してください。

4. 一般業務費

一般業務費は、JICA が業務で必要であると判断する場合に限り、公示において、定額を示して見積書への計上を指示します。なお、国内業務／国内業務主体の契約については、第1部.VIII「国内業務／国内業務主体の契約」3.一般業務費及び4.日本国内での旅費・交通費については指示がなくても計上可能です。必要に応じて見積書へ計上して下さい。

5. 機材費

機材費は、JICA が業務で必要であると判断する場合に限り、公示において、見積書への計上を指示します。

6. その他原価・一般管理費等（国内業務／国内業務主体の契約のみ）

「第1部.VIII 国内業務／国内業務主体の契約」を参照してください。

7. 契約期間を分割する場合

契約期間を分割する場合、契約期間毎に見積額を積算し、契約期間毎の見積額の合計額を、公示に対する見積額として提出ください。

別添資料 1：業務従事者の格付確認・認定の運用について

業務従事者の格付の確認・認定は、実際に配置される業務従事者が、該当する格付が求める経験・能力を有しているかを、受注者の提案に基づき、「発注者（監督職員）」が確認し認定します。格付基準は別添資料 1-2 を参照ください。格付の認定方法は次の 3 つです。下記 1.（1）と（2）の格付認定方法については、契約管理ガイドラインをご確認ください。1.（3）の「「給与水準」の直接確認による格付認定」による認定の運用は下記 2. のとおり行います。

1. 格付・認定方法³⁹

- （1） JICA 事業の実績に基づく格付認定
- （2） 「業務従事者の格付基準」に基づく格付認定
- （3） 「給与水準」の直接確認による格付認定

2. 「給与水準」を直接確認することによる格付の認定

これは、既に所属企業・団体等でその能力が評価され、当該格付の報酬単価の算定根拠として想定されている直接人件費月額を超える直接人件費を企業・団体等が負担している場合は、当該格付にて求められる能力があると認定するものです。

給与水準を証明する書類は、直近 3 か月相当の上記の支給額及び法定福利費を確認できるものを提出ください（給与明細の写し等）。

- （1） 給与水準による格付を認定する場合の条件
 - ① 認定基準は、「当該業務従事者への支給額（基本給及び各種手当）と事業主が負担する法定福利費（健康保険料、年金保険料、雇用保険料等）の合計額が、直近 3 か月にわたり直接人件費月額を超えていること（2022 年度以降は「国内業務／国内業務主体」における直接人件費基準額とする）」とします。ただし、受注者で賞与等を上記合計額に含めることも可とします（詳細は、給与水準確認書を参照してください）。
- （2） 給与水準による格付を認定する場合の手続き
 - ① プロポーザルと同時に提出する見積書においては、提案する格付に基づき見積を行う。
 - ② 競争参加者は優先契約交渉権者になった場合、契約交渉前に当該業務従事者に係る給与水準を証明する書類を提出する。
 - ③ 提出された書類に基づき、契約交渉において格付確認を行い、合意された格付を契約書に記載する。
 - ④ 契約締結以降の格付認定は打合簿にて行う。必要書類は上記に同じ。

³⁹ 詳細は「契約管理ガイドライン」を参照

別添資料 1 — 2 : 調達・派遣業務部が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に適用する格付基準

| | 業務主任者・チーフアドバイザー・総括の格付目安 | 単独型及び業務従事者(専門家、海外出張者等含む)の格付目安 |
|-----------|--|--|
| 格付 | 対象案件・難易度の例 | 業務内容・難易度の例 |
| 特号 | <ul style="list-style-type: none"> ・先例が少なく、特殊な解析等を伴う極めて高度な専門性を要するプロジェクト、調査等 ・社会、経済、環境等の多方面な分野、極めてハイレベルな関係者等への慎重な配慮と高度な調整が求められるプロジェクト、調査等 ・先例がない新たなイニシアティブの立ち上げに係るプロジェクト、調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・先例が少なく、特殊な解析等を伴う極めて高度又は専門的な業務を指導する能力を要する業務 ・当該専門分野以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により指導・助言・提案する能力を要する業務 |
| 1号 | <ul style="list-style-type: none"> ・極めて高度な専門性や調整を要する又は大規模な開発計画調査型技術協力(マスタープラン・政策支援調査・緊急復興調査に類するもの) ・極めて高度な専門性や調整を要する又は大規模な技術協力プロジェクト(広域案件含む) ・極めて高度な専門性や調整を要する又は大規模な協力準備調査 ・大規模な詳細設計業務 ・極めて高度な専門性や調整を要する又は大規模な基礎情報収集・確認調査 ・極めて高度な専門性や調整を要する又は大規模な評価調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・極めて高度な専門性や調整能力を要する業務(大臣レベルへのアドバイザー業務、広域アドバイザー業務、開発パートナー連携調整等) ・左案件の極めて高度な調査・分析能力を必要とする分野の調査業務 |
| 2号 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発計画調査型技術協力(業務主任者の格付が特号、1号に分類される業務を除く。) ・技術協力プロジェクト(業務主任者の格付が特号、1号に分類される業務を除く。) ・協力準備調査(業務主任者の格付が特号、1号に分類される業務を除く。) ・詳細設計(有償技術支援) ・高度な専門性を要する基礎情報収集・確認調査 ・高度な専門性を要する評価 ・民間連携事業(普及・実証・ビジネス化事業、協力準備調査(海外投融資)) | <ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門性や調整能力を要する業務(政策アドバイザー業務、高度な技術移転のための専門家業務等) ・高度な調査・分析能力を必要とする分野の調査業務 ・民間連携事業の、高度な調査・分析能力および高難度の交渉・調整能力を要する業務 |
| 3号 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎情報収集・確認調査(業務主任者の格付が特号～2号に分類される業務を除く。) ・評価業務(業務主任者の格付が1号又は2号に分類される業務を除く。) ・資金協力事業の支援 ・一般的なフォローアップ ・民間連携事業(業務主任者の格付が2号に分類される業務を除く。) ・草の根技術協力事業(プロジェクトマネージャー) | <ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクト等の一部を対象とする業務(例:プロジェクトの特定分野を担当する専門家業務) ・一般的な調査・分析能力を必要とする業務や助言・提案業務 ・民間連携事業の、高度な調査・分析能力を必要とする業務 ・草の根技術協力事業の、高度な専門性や調整能力を要し事業を統括する業務 |
| 4号 | / | <ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクト等の特定分野の技術支援の一部のみを担当する業務 ・簡易な情報収集・分析業務 ・施工監理にかかる支援業務 ・民間連携事業の、専門的知見に基づき単独で行なう情報収集・分析業務 |

| | | |
|----|---|--|
| | | ・草の根技術協力事業の、専門性や調整能力を要する業務 |
| 5号 | | ・業務主任者・チーフアドバイザー等の包括的指示のもとに、専門的知見に基づき行う一般的な調査や技術支援業務を担当する業務 ・草の根技術協力事業の総括の指示のもとに担当する特定業務 |
| 6号 | | ・業務主任者・チーフアドバイザー等の包括的指示のもとに、専門的知見に基づき行う一般的な調査や技術支援業務の一部を担当する業務 ・業務主任者・チーフアドバイザー等の包括的指示のもとに、専門的知見に基づき行う基礎的資料を作成する業務 ・草の根技術協力事業の総括の指示のもとに担当する補助的業務 |
| 備考 | <p>注1)「業務主任者」には副業務主任者も含む。 注2)「極めて高度な専門性や調整能力を要する」業務とは主に以下の業務を想定する。 ・業務項目、業務方法等が未定で、コンサルタント等としての経験から最適な業務計画、業務手法等を確立して対応することが求められる業務 ・比較検討のウエイトが高く、かつ新しい知見、技術又は高度な知見、技術と豊かな経験を要する大規模かつ複雑な業務 ・先例が少ないか、特殊な評価・分析、調査・判断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を多く要する業務 ・複数か国を対象として調整等を多く要する業務</p> <p>注3)「高度な専門性を要する」業務とは主に以下の業務を想定する。 ・類似案件はあるが、対象国・地域に即して一定程度カスタマイズして調査や技術支援を行う業務</p> <p>注4)「大規模」の判断は案件全体で80人月以上の業務量とする。 注5)5号及び6号については、業務主任者・チーフアドバイザー等の指示又を前提とする業務であるため、業務従事者のみの業務実施契約(単独型)では原則適用しない。 注6)円借款附帯プロジェクトについては、技術協力プロジェクトに類するもの、開発計画調査型技術協力を類するものなど多岐にわたるが、その内容に応じて判断する。</p> <p>業務の種類によっては、業務従事者を確保するための市場価格が特号単価を超えていることが想定されます。このような場合には、従事する業務の市場価格を踏まえ、その必要性、妥当性を個別に判断し、特号を超える「特号超」を設定することがあります。</p> | |

別添資料 2 : 報酬単価表 (業務実施契約及び単独型)

2024 年 3 月改正

新年度の報酬単価については、JICA ウェブサイト (調達情報>おしらせ>コンサルタント等) に掲載致します。

[お知らせ](#) | [調達情報](#) | [JICA について](#) - JICA

1. 業務実施契約

(1) 現地業務が主体の場合

報酬単価 (月額上限額)

| 格付 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 特号 | 4,238,000 円 | 4,295,000 円 | 4,295,000 円 | 4,345,000 円 |
| 1 号 | 3,911,000 円 | 3,988,000 円 | 4,031,000 円 | 4,117,000 円 |
| 2 号 | 3,314,000 円 | 3,403,000 円 | 3,532,000 円 | 3,606,000 円 |
| 3 号 | 2,926,000 円 | 2,997,000 円 | 3,151,000 円 | 3,151,000 円 |
| 4 号 | 2,408,000 円 | 2,498,000 円 | 2,498,000 円 | 2,560,000 円 |
| 5 号 | 1,971,000 円 | 2,012,000 円 | 2,018,000 円 | 2,018,000 円 |
| 6 号 | 1,626,000 円 | 1,717,000 円 | 1,785,000 円 | 1,785,000 円 |

| 格付 | 2023 年度 | 2024 年度 |
|-----|-------------|-------------|
| 特号 | 4,609,000 円 | 4,935,000 円 |
| 1 号 | 4,363,000 円 | 4,665,000 円 |
| 2 号 | 3,828,000 円 | 3,988,000 円 |
| 3 号 | 3,397,000 円 | 3,508,000 円 |
| 4 号 | 2,788,000 円 | 2,905,000 円 |
| 5 号 | 2,191,000 円 | 2,363,000 円 |
| 6 号 | 1,945,000 円 | 2,068,000 円 |

2019 年度直接人件費単価 (月額上限額)

| 格付 | 2019 年度 |
|-----|-------------|
| 特号 | 1,376,000 円 |
| 1 号 | 1,270,000 円 |
| 2 号 | 1,076,000 円 |
| 3 号 | 950,000 円 |
| 4 号 | 782,000 円 |
| 5 号 | 640,000 円 |
| 6 号 | 528,000 円 |

紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）

| 格付 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|----|------------|------------|------------|------------|
| 特号 | 4,541,000円 | 4,653,000円 | 4,653,000円 | 4,707,000円 |
| 1号 | 4,191,000円 | 4,320,000円 | 4,367,000円 | 4,460,000円 |
| 2号 | 3,551,000円 | 3,687,000円 | 3,827,000円 | 3,907,000円 |
| 3号 | 3,135,000円 | 3,247,000円 | 3,413,000円 | 3,413,000円 |
| 4号 | 2,580,000円 | 2,707,000円 | 2,707,000円 | 2,773,000円 |
| 5号 | 2,112,000円 | 2,180,000円 | 2,187,000円 | 2,187,000円 |
| 6号 | 1,742,000円 | 1,860,000円 | 1,933,000円 | 1,933,000円 |

| 格付 | 2023年度 | 2024年度 |
|----|------------|------------|
| 特号 | 4,993,000円 | 5,347,000円 |
| 1号 | 4,727,000円 | 5,053,000円 |
| 2号 | 4,147,000円 | 4,320,000円 |
| 3号 | 3,680,000円 | 3,800,000円 |
| 4号 | 3,020,000円 | 3,147,000円 |
| 5号 | 2,373,000円 | 2,560,000円 |
| 6号 | 2,107,000円 | 2,240,000円 |

(2) 国内業務／国内業務主体の場合

国内業務／国内業務主体の契約については、報酬単価は定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等をそれぞれ積算します。

直接人件費基準月額（上限）

| 格付 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|----|------------|------------|------------|
| 特号 | 1,412,000円 | 1,498,000円 | 1,604,000円 |
| 1 | 1,338,000円 | 1,418,000円 | 1,516,000円 |
| 2 | 1,172,000円 | 1,244,000円 | 1,296,000円 |
| 3 | 1,024,000円 | 1,104,000円 | 1,140,000円 |
| 4 | 832,000円 | 906,000円 | 944,000円 |
| 5 | 656,000円 | 712,000円 | 768,000円 |
| 6 | 580,000円 | 632,000円 | 672,000円 |

国内業務／国内業務主体の契約の場合のその他原価、一般管理費等の積算方法は本ガイドライン本文「Ⅷ. 国内業務／国内業務主体の契約」を参照ください。

2. 業務実施契約（単独型）

報酬額は、業務量（業務人月）に以下に示す算定式を適用し、積算します。算定式は格付毎に設定され、格付は当該業務従事者が担当する業務の内容・難易度に応じて設定し、公示で提示します。また、競争参加者の経営者又は雇用者ではない個人コンサルタントを業務従事者として配置する場合は、下表に指定している報酬単価（月額上限額）の65%の額を上限額とします。なお、発注件数が少ない格付1号の業務に対する報酬額の計算式については、個別の公示で提示します。

【2024年3月27日公示分以降適用】

（現地業務主体、国内業務）

(1) 法人コンサルタント

1) 現地業務が主体の場合

報酬単価（月額上限額）

算定式（千円）

| 業務 人月 | 格付 | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|---|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---|-------|
| | 2号 | | | 3号 | | | 4号 | | | | | |
| ≤2.0 | 3,692 | × 業務 人月 | | 3,248 | × 業務 人月 | | 2,689 | × 業務 人月 | | | | |
| ≤3.0 | 3,216 | | + | 952 | | 2,829 | + | | 838 | 2,342 | + | 694 |
| ≤4.0 | 2,848 | | + | 2,056 | | 2,505 | + | | 1,810 | 2,075 | + | 1,495 |
| ≤5.0 | 2,623 | | + | 2,956 | | 2,308 | + | | 2,598 | 1,911 | + | 2,151 |
| ≤6.0 | 2,432 | | + | 3,911 | | 2,139 | + | | 3,443 | 1,771 | + | 2,851 |
| ≤9.0 | 2,266 | | + | 4,907 | | 1,993 | + | | 4,319 | 1,650 | + | 3,577 |
| 9.0< | 2,167 | | + | 5,798 | | 1,906 | + | | 5,102 | 1,579 | + | 4,216 |

紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）

算定式（千円）

| 業務 人月 | 格付 | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|---|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---|-------|
| | 2号 | | | 3号 | | | 4号 | | | | | |
| ≤2.0 | 4,000 | × 業務 人月 | | 3,519 | × 業務 人月 | | 2,914 | × 業務 人月 | | | | |
| ≤3.0 | 3,484 | | + | 1,032 | | 3,065 | + | | 908 | 2,538 | + | 752 |
| ≤4.0 | 3,086 | | + | 2,226 | | 2,714 | + | | 1,961 | 2,248 | + | 1,622 |
| ≤5.0 | 2,842 | | + | 3,202 | | 2,500 | + | | 2,817 | 2,070 | + | 2,334 |
| ≤6.0 | 2,634 | | + | 4,242 | | 2,317 | + | | 3,732 | 1,919 | + | 3,089 |
| ≤9.0 | 2,455 | | + | 5,316 | | 2,159 | + | | 4,680 | 1,788 | + | 3,875 |
| 9.0< | 2,348 | | + | 6,279 | | 2,065 | + | | 5,526 | 1,710 | + | 4,577 |

2) 国内業務：1. 業務実施契約（2）国内業務／国内業務主体の場合と同じ

(2) 個人コンサルタント

1) 現地業務が主体の場合

競争参加者が個人コンサルタントの場合は、業務人月の多寡に関わらず以下の算定式を適用します。

2号：1, 963千円×【業務人月】

3号：1, 727千円×【業務人月】

4号：1, 430千円×【業務人月】

2) 国内業務：1. 業務実施契約 (2) 国内業務／国内業務主体の場合と同じ

【2023年4月3日公示分以降 2024年3月26日公示分まで適用】

(現地業務主体、国内業務)

(1) 法人コンサルタント

1) 現地業務が主体の場合

報酬単価 (月額上限額)

算定式 (千円)

| 業務 人月 | 格付 | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|---|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---|-------|
| | 2号 | | | 3号 | | | 4号 | | | | | |
| ≤2.0 | 3,544 | × 業務 人月 | | 3,145 | × 業務 人月 | | 2,581 | × 業務 人月 | | | | |
| ≤3.0 | 3,087 | | + | 914 | | 2,739 | + | | 812 | 2,248 | + | 666 |
| ≤4.0 | 2,734 | | + | 1,973 | | 2,426 | + | | 1,751 | 1,991 | + | 1,437 |
| ≤5.0 | 2,518 | | + | 2,837 | | 2,235 | + | | 2,515 | 1,834 | + | 2,065 |
| ≤6.0 | 2,334 | | + | 3,757 | | 2,071 | + | | 3,335 | 1,700 | + | 2,735 |
| ≤9.0 | 2,175 | | + | 4,711 | | 1,930 | + | | 4,181 | 1,584 | + | 3,431 |
| 9.0< | 2,080 | | + | 5,566 | | 1,846 | + | | 4,937 | 1,515 | + | 4,052 |

紛争影響国・地域における報酬単価 (月額上限額)

算定式 (千円)

| 業務 人月 | 格付 | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---------------|---|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---|-------|
| | 2号 | | | 3号 | | | 4号 | | | | | |
| ≤2.0 | 3,840 | × 業務 人月 | | 3,407 | × 業務 人月 | | 2,796 | × 業務 人月 | | | | |
| ≤3.0 | 3,344 | | + | 992 | | 2,968 | + | | 878 | 2,435 | + | 722 |
| ≤4.0 | 2,962 | | + | 2,138 | | 2,629 | + | | 1,895 | 2,157 | + | 1,556 |
| ≤5.0 | 2,728 | | + | 3,074 | | 2,421 | + | | 2,727 | 1,987 | + | 2,236 |
| ≤6.0 | 2,528 | | + | 4,074 | | 2,244 | + | | 3,612 | 1,841 | + | 2,966 |
| ≤9.0 | 2,356 | | + | 5,106 | | 2,091 | + | | 4,530 | 1,716 | + | 3,716 |
| 9.0< | 2,254 | | + | 6,024 | | 2,000 | + | | 5,349 | 1,641 | + | 4,391 |

2) 国内業務：1. 業務実施契約 (2) 国内業務／国内業務主体の場合と同じ

(2) 個人コンサルタント

1) 現地業務が主体の場合

競争参加者が個人コンサルタントの場合は、業務人月の多寡に関わらず以下の算定式を適用します。

2号：1, 885千円×【業務人月】

3号：1, 673千円×【業務人月】

4号：1, 373千円×【業務人月】

2) 国内業務：1. 業務実施契約 (2) 国内業務／国内業務主体の場合と同じ

【2022年4月6日公示分以降 2023年3月31日公示分まで適用】

(現地業務主体、国内業務主体)

(1) 法人コンサルタント

1) 現地業務が主体の場合

報酬単価 (月額上限額)

算定式 (千円)

| 業務人月 | 格付 | | |
|------|------------------|------------------|------------------|
| | 2号 | 3号 | 4号 |
| ≤2.0 | 3,339×業務人月 | 2,917×業務人月 | 2,370×業務人月 |
| ≤3.0 | 2,908×業務人月+862 | 2,541×業務人月+752 | 2,065×業務人月+610 |
| ≤4.0 | 2,576×業務人月+1,858 | 2,251×業務人月+1,622 | 1,829×業務人月+1,318 |
| ≤5.0 | 2,372×業務人月+2,674 | 2,073×業務人月+2,334 | 1,684×業務人月+1,898 |
| ≤6.0 | 2,199×業務人月+3,539 | 1,921×業務人月+3,094 | 1,561×業務人月+2,513 |
| ≤9.0 | 2,049×業務人月+4,439 | 1,790×業務人月+3,880 | 1,455×業務人月+3,149 |
| 9.0< | 1,960×業務人月+5,240 | 1,712×業務人月+4,582 | 1,391×業務人月+3,725 |

紛争影響国・地域における報酬単価 (月額上限額)

算定式 (千円)

| 業務人月 | 格付 | | |
|------|------------------|------------------|------------------|
| | 2号 | 3号 | 4号 |
| ≤2.0 | 3,617×業務人月 | 3,160×業務人月 | 2,568×業務人月 |
| ≤3.0 | 3,151×業務人月+932 | 2,753×業務人月+814 | 2,237×業務人月+662 |
| ≤4.0 | 2,790×業務人月+2,015 | 2,438×業務人月+1,759 | 1,981×業務人月+1,430 |
| ≤5.0 | 2,570×業務人月+2,895 | 2,246×業務人月+2,527 | 1,825×業務人月+2,054 |
| ≤6.0 | 2,382×業務人月+3,835 | 2,081×業務人月+3,352 | 1,691×業務人月+2,724 |
| ≤9.0 | 2,220×業務人月+4,807 | 1,939×業務人月+4,204 | 1,576×業務人月+3,414 |
| 9.0< | 2,123×業務人月+5,680 | 1,855×業務人月+4,960 | 1,507×業務人月+4,035 |

2) 国内業務が主体の場合：1. 業務実施契約 (2) 国内業務が主体の場合と同じ

(2) 個人コンサルタント

1) 現地業務が主体の場合

競争参加者が個人コンサルタントの場合は、業務人月の多寡に関わらず以下の算定式を適用します。

2号：1,776千円×【業務人月】

3号：1,552千円×【業務人月】

4号：1,261千円×【業務人月】

2) 国内業務が主体の場合：1. 業務実施契約 (2) 国内業務が主体の場合と同じ

**【2021年3月10日公示分以降2022年3月30日公示分まで適用】
(現地業務主体のみ)**

報酬単価（月額上限額）

算定式（千円）

| 業務人月 | 格付 | | |
|------|------------------|------------------|------------------|
| | 2号 | 3号 | 4号 |
| ≤2.0 | 3,271×業務人月 | 2,917×業務人月 | 2,313×業務人月 |
| ≤3.0 | 2,849×業務人月+844 | 2,541×業務人月+752 | 2,015×業務人月+596 |
| ≤4.0 | 2,523×業務人月+1,822 | 2,251×業務人月+1,622 | 1,785×業務人月+1,286 |
| ≤5.0 | 2,324×業務人月+2,618 | 2,073×業務人月+2,334 | 1,644×業務人月+1,850 |
| ≤6.0 | 2,154×業務人月+3,468 | 1,921×業務人月+3,094 | 1,523×業務人月+2,455 |
| ≤9.0 | 2,007×業務人月+4,350 | 1,790×業務人月+3,880 | 1,420×業務人月+3,073 |
| 9.0< | 1,920×業務人月+5,133 | 1,712×業務人月+4,582 | 1,358×業務人月+3,631 |

紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）

算定式（千円）

| 業務人月 | 格付 | | |
|------|------------------|------------------|------------------|
| | 2号 | 3号 | 4号 |
| ≤2.0 | 3,543×業務人月 | 3,160×業務人月 | 2,506×業務人月 |
| ≤3.0 | 3,086×業務人月+914 | 2,753×業務人月+814 | 2,183×業務人月+646 |
| ≤4.0 | 2,733×業務人月+1,973 | 2,438×業務人月+1,759 | 1,933×業務人月+1,396 |
| ≤5.0 | 2,518×業務人月+2,833 | 2,246×業務人月+2,527 | 1,781×業務人月+2,004 |
| ≤6.0 | 2,333×業務人月+3,758 | 2,081×業務人月+3,352 | 1,650×業務人月+2,659 |
| ≤9.0 | 2,174×業務人月+4,712 | 1,939×業務人月+4,204 | 1,538×業務人月+3,331 |
| 9.0< | 2,080×業務人月+5,558 | 1,855×業務人月+4,960 | 1,471×業務人月+3,934 |

(2) 個人コンサルタント

競争参加者が個人コンサルタントの場合は、業務人月の多寡に関わらず以下の算定式を適用します。

2号：1,739千円×【業務人月】

3号：1,552千円×【業務人月】

4号：1,230千円×【業務人月】

【2020年4月1日以降 2021年3月3日公示分まで適用】
(現地業務主体のみ)

発注件数が少ない格付1号の業務や紛争影響国・地域での業務に対する報酬額の計算式については、個別の公示で提示します。

(1) 法人コンサルタント

報酬単価 (月額上限額)

算定式 (千円)

| 業務人月 | 格付 | | |
|------|------------------|------------------|------------------|
| | 2号 | 3号 | 4号 |
| ≤2.0 | 3,151×業務人月 | 2,775×業務人月 | 2,313×業務人月 |
| ≤3.0 | 2,744×業務人月+814 | 2,417×業務人月+716 | 2,015×業務人月+596 |
| ≤4.0 | 2,731×業務人月+1,753 | 2,141×業務人月+1,544 | 1,785×業務人月+1,286 |
| ≤5.0 | 2,239×業務人月+2,521 | 1,972×業務人月+2,220 | 1,644×業務人月+1,850 |
| ≤6.0 | 2,075×業務人月+3,341 | 1,827×業務人月+2,945 | 1,523×業務人月+2,455 |
| ≤9.0 | 1,934×業務人月+4,187 | 1,703×業務人月+3,689 | 1,420×業務人月+3,073 |
| 9.0< | 1,849×業務人月+4,952 | 1,629×業務人月+4,355 | 1,358×業務人月+3,631 |

(2) 個人コンサルタントの場合

競争参加者が個人コンサルタントの場合は、以下の算定式が適用されます。業務量による区分はありません。

2号：1,676千円×【業務人月】

3号：1,476千円×【業務人月】

4号：1,230千円×【業務人月】

別添資料3：特別宿泊料単価

2023年10月現在

| 国名 | 調整単価 | 特別単価設定内容 | 安全対策措置（宿泊先に係る措置） | 最新改定日 |
|-------------|---|------------|---------------------------|----------|
| 【東南アジア・大洋州】 | | | | |
| ミャンマー | 6号：11,600円/泊 (それ以外は経理処理ガイドライン通り) | | 事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。 | 2023年10月 |
| パプアニューギニア | | 領収書による実費精算 | 全地域において事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。 | 2022年10月 |
| 【南アジア】 | | | | |
| バングラデシュ | 4～6号：13,500円/泊 (参考) 特号、1号、2号、3号は設定なし それぞれガイドラインどおり 特号、1号：15,500円/泊 2号、3号：13,500円/泊 | | 全地域において事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。 | 2022年10月 |
| アフガニスタン | 特号～6号：5,800円/泊 | JICAが宿舎を提供 | | 2015年5月 |
| パキスタン | 設定なし (経理処理ガイドライン通り) | | 事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。 | 2019年12月 |
| 【中南米・カリブ】 | | | | |

| | | | | |
|--|--|-------------------------------|---|----------|
| ジャマイカ | 特号～6号： ・キングストン・モンテゴベイ： 28,000円 ・その他の地域： 21,000円 | | 事務所が指定する宿泊施設のみ宿泊可能。 | 2023年10月 |
| セントルシア及び兼轄国 (アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン、トリニダード・トバゴ共和国、スリナム共和国、ガイアナ) | | 領収書による実費精算 | | 2022年10月 |
| ブラジル | 設定なし (「安全対策措置」欄記載の対象以外は、経理処理ガイドライン通り) | 「安全対策措置」欄記載の対象の場合は、領収書による実費精算 | サンパウロおよびリオデジャネイロでは、事務所が安全確認したホテルのみ宿泊可能。 | 2023年10月 |
| 【アフリカ】 | | | | |
| 南スーダン | 特号～6号：5,800円／泊 | JICAが宿舍を提供 | | 2022年10月 |
| マリ | 特号～6号： ・バマコ：17,300円 ・その他都市：渡航不可 | | 活動可能地域はバマコ市内のみ。 バマコ市内ではJICAセネガル事務所が指定するホテル、もしくは事務所によって安全確認した短期滞在型アパートのみ宿泊可能。 | 2022年10月 |

| | | | | |
|----------|--|---|--|----------|
| ナイジェリア | 特号～6号：22,300円／泊 (首都アブジャを含む連邦首都区 (FCT) 及びラゴス州のみ) * 上記以外の地域は、経理処理ガイド ライン通り | | 事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。それ 以外に宿泊する必要性がある場合は必ず事務 所の事前承認を得ること。 | 2022年10月 |
| コートジボワール | 特号～6号：15,500円／泊 (アビジャン市内のみ) * 上記以外の地域は、経理処理ガイド ライン通り | | アビジャン市において安全対策上宿泊可能な ホテルを14か所に制限。アビジャン市以外 の地方においても、安全対策措置として、事 務所の個別承認が必要。 | 2022年10月 |
| アンゴラ | 特号～6号： ルアンダ：37,000円 * 上記以外の都市は、経理処理ガイド ライン通り | | ルアンダ市において安全対策上宿泊可能なホ テルを13か所に制限。ルアンダ市以外に宿 泊の必要がある場合、安全対策措置として、 事務所の個別承認が必要。 | 2023年10月 |
| ケニア | 設定なし (「安全対策措置」欄記載の対象以外 は、経理処理ガイドライン通り) | 「安全対策措置」 欄記載の対象の場 合は、領収書によ る実費精算 | ・安全対策措置として23時～5時の空港～ 市内間の移動を禁止しているため、事務所が 指定する空港周辺ホテルのみ宿泊可能。 ・外務省危険情報レベル2以上の地域では、 事務所が安全確認したホテルのみ宿泊可能。 | 2023年10月 |
| ジブチ | 特号～6号：24,000円／泊 | | 事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。 | 2023年10月 |

| | | | | |
|----------------|-----------------|------------|--|----------|
| ブルキナファソ | 特号～6号：18,650円／泊 | | JICA 安全対策措置により、首都のワガドゥグを除き、渡航禁止と定められている。事務所が指定するホテルのみ宿泊可能。それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。短期滞在者については事務所推奨ホテルリスト内のホテルに宿泊のこと。 | 2022年10月 |
| 【中東・欧州】 | | | | |
| エジプト | 特号～6号：15,500円／泊 | | 事務所が指定する宿泊施設を推奨。 | 2023年10月 |
| パレスチナ自治区・イスラエル | | 領収書による実費精算 | 事務所が安全対策を確認済みのホテルを参照情報としてリスト化しており、パレスチナ自治区内はリストにあるホテルのみ宿泊可能とする。 | 2022年10月 |
| イラク | | 領収書による実費精算 | 事務所が指定する宿泊施設のみ宿泊可能。 | 2022年10月 |
| ヨルダン | | 領収書による実費精算 | | 2016年6月 |

| | | | | |
|-----|--|--|---|----------|
| トルコ | 特号～6号： ・大地震被災地11県（アダナ、アドウヤマン、ディヤルバクル、ガジアンテップ、ハタイ、カフラマンマラシュ、キリス、マラティア、オスマニエ、シヤンルウルファ、エラズー）：17,500円 ・イスタンブール：上限25,000円 | | ・大地震被災地11県：事務所が指定する宿泊施設のみ宿泊可能。 ・イスタンブール：事務所が安全確認したホテルのみ宿泊可能。 | 2023年10月 |
|-----|--|--|---|----------|

注1) 「領収書による実費精算」の記載がある場合は、当初の見積提出時には公示/公告に記載の単価で計上ください。予約の際は、価格変動も多い為、安全対策措置もとられた推奨宿泊施設を事前に主管部経由、事務所にご確認ください。

注2) 「領収書による実費精算」の記載がある場合は、宿泊料の基準額（上限額）によらず、領収書に基づき、実費を精算します（例：領収書に基づき算出した金額が、基準額（上限額）を下回る場合は、算出した額になります）。

注3) 「領収書による実費精算」の記載がある地域、又は「調整単価」が設定されている地域については、滞在日数が30日等を超える場合の逓減率は適用対象外とします。

別添資料4：見積根拠資料提出時の留意事項

見積根拠の提出はプロポーザル提出時もしくは契約交渉順位結果通知後のいずれでも結構です。提出の際は以下の点につきご留意いただけますよう、ご協力をお願いいたします。なお、店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書の提出を省略します。

- (1) 該当JICA指定レート（公示月のJICA指定レート）について、確認のため見積根拠資料の表紙に明記ください。
- (2) 現地通貨額×換算レート（公示月のJICA指定レート等）＝日本円にする際、1円未満を四捨五入して見積書に計上してください。（Ex. INR1＝1.236の場合、100INR×1.236＝123.6円。見積書上の単価は124円。）
- (3) 各資料が何の根拠となるのかわかるようにしてください。（見積書の各項目の欄外に各根拠資料の番号を振ったファイルを併せて提出願います。）
- (4) 根拠となる単価（現地通貨及び円貨）に印をつけてください。
- (5) 日本語、英語以外の見積根拠には、日本語または英語で内容補記をしてください。
- (6) 見積根拠内で計算を行ってから見積単価を算出している場合は、該当計算式を見積根拠へ補記してください。また、いくつかの根拠を足し合わせて1つの支出費目として見積書に記載している場合は、見積書に記載した支出費目ごとにそれぞれの根拠とその合計額がわかるように別紙を添付願います。
- (7) 航空賃の見積根拠には有効期間を必ず記載ください。（渡航日数に見合った有効期限を設定し、必要以上に高額な単価とならないようにしてください。）また、税金等、航空賃以外の費用の内訳がわかる根拠資料をご提出ください。渡航時間が8時間前後、16時間前後、24時間前後のものは、フライトクラス判定に影響しますので、航空賃の見積根拠内に渡航時間を補記ください。
- (8) 国内業務費の講師謝金及び日当・宿泊料については、想定している講師の格付と使用言語を根拠に記載ください。同行者の日当・宿泊料については、同行者の格付がわかるように記載ください。
- (9) メール提出の際は、1つのPDFにて提出願います（可能であればPDFファイルの容量は1ファイル4MB程度に抑えてください）。データの受け渡しを安全に行うため20MBを超える大容量ファイルの受け渡しの場合は、ファイルを分ける、もしくは大容量ファイル送受信機能を使用して送付願います。また、当機構のセキュリティポリシーにより、圧縮ファイル添付のメールは受信できません。

以上

別添資料5：コンサルタント等契約における支払いの請求について

【支払請求の種類】

| 支払請求 | 概要 |
|-----------------|---|
| 1. 前金払 | 契約約款第16条（注1）の規定に基づき、契約金額の4割を上限に前金払を請求できます。ただし、契約書において、上限の制約がある場合は当該規定に基づきます。 請求に際しては、保証事業会社又は銀行等からの保証書が必要です。 |
| 2. 部分払 | 契約約款第17条（注1）の規定に基づき、契約書で規定する業務の一部が完了（検査合格）したときに、以下の式で算定される金額の部分払が請求できます。 部分払金額 ≤ 契約金相当額 × (10分の9 - 前金払額 / 契約金額) 上記の式における「契約金相当額」は、受注者が提出する「契約金相当額計算書」を基に査定されます。 ただし、前金払と部分払が複数混在する場合は別の計算式になりますので、別添資料6「複数の前金払と部分払が混在する場合の取扱いについて」をご参照ください。 |
| 3. 概算払 | 契約約款第18条（注1）の規定に基づき、契約書で規定する業務の全てが完了（検査合格）したときに、精算金額の確定に先立って、契約金額の9割を上限に概算払が請求できます。 |
| 4. 最終払 （精算払） | 契約約款第15条（注1）の規定に基づき、契約書で規定する業務の全てが完了（検査合格）し、発注者が支払うべき金額（確定金額）の決定通知を受けたときに、確定金額の支払が請求できます。 確定金額は、契約約款第14条（注1）の規定に基づき、受注者が提出する「契約金額精算報告書」に基づき確定させます。 |

（注1）業務実施契約（調査業務及び事業実施・支援業務）の契約約款における条項を参照しています。業務実施契約（技術研修等支援業務及び単独型）の契約約款については、条項や記載内容が異なりますので各約款を参照してください。

それぞれの支払請求における留意点は以下のとおりです。

1. 前金払

(1) 支払請求の条件

前金払は契約締結後に請求が可能となります。ただし、主に契約履行期間が12ヵ月を越える契約を対象として、契約書において前金払が分割して設定される場合があります。この場合、契約書において、2回目以降の前金払の請求可能時期が規定されます。

前金払の請求には、保証事業会社又は銀行等からの保証が必要です。保証書の

取扱いについては、「コンサルタント等契約の前金払に係る保証書について」を参照願います。

➤ [コンサルタント等契約の前金払に係る保証書について](#)

(2) 請求限度額

契約金額（消費税を含む。）の4割を上限とします。ただし、12か月を超える契約の場合、12か月分の契約金額の4割が上限となります。この場合、契約書において、上限の制約について記載します。

2. 部分払

部分払については、契約交渉権者が、自社の資金繰り状況を勘案の上、必要と考える場合、契約交渉のときに申入れ頂きます。契約交渉において、部分払の回数（1年間に2～3回を上限目途とします。）やおおよその時期、概算額等（JICA側の予算準備に必要です。）とともに、部分払の対象とする「部分業務」について協議します。なお、「部分業務」には、当該部分業務に対する中間成果品を規定する場合があります。

合意された「部分業務」については、契約書に規定することとなります。契約書に「部分業務」にかかる規定がない場合、部分払は請求できません。契約の履行期間中に部分払が必要になった場合、打合簿による確認が必要となります。

(1) 支払請求の条件

部分払は契約書で規定する「部分業務」の完了（検査合格）に基づき、請求が可能となります。部分払の対象となる「一部業務」が完了したときには、速やかに業務部分完了届（注2）（様式11、12）を提出して、検査を受けてください。

（注2）2018年5月に導入した「業務の完了を約しその対価を支払う契約」については、その契約約款において、業務部分完了届ではなく、「業務部分進捗届」を提出することが規定されていますが、業務部分完了届と同じ様式を使用してください。

(2) 請求限度額

部分払金額の計算式は以下のとおりです（ただし、複数の前金払、部分払が混在する場合は「[別添資料6](#)複数の前金払と部分払が混在する場合の取扱い」のとおりとします）。

【部分払金額 ≤ 契約金相当額 × (10分の9 - 前金払額 / 契約金額)】

計算式における「契約金相当額」は、受注者が提出する「契約金相当額計算書」（様式13、14）に基づきJICAが査定します。「契約金相当額計算書」は、業務部分完了届と併せて提出してください。

契約金相当額及び部分払金額は、原則として以下の方法で査定します。

a) 契約金相当額（税抜）

契約金相当額（税抜）は、業務開始から「一部業務」の完了（検査合格）までに発生したと想定される以下の費目を元に査定します。

なお、先行する部分払がある場合は、先行する直近の契約金相当額（税抜）を控除します。

イ) 直接経費のうち、以下の費目

- ・ 旅費（航空賃）のうち、既に渡航が完了したもの（契約単価 × 渡航回数）

- ・旅費（その他）のうち、部分業務完了時までの日当・宿泊料等（30日目以降は1割、60日目以降は2割控除されますが、契約金相当額の積算に際しては、この控除を適用しません。）
 - ・一般業務費のうち、既に支払が完了したもの
 - ・機材費のうち、既に納入と支払が完了したもの
 - ・再委託費のうち、既に業務と支払が完了したもの
 - ・新型コロナウイルス感染対策に関する経費（PCR検査代、隔離期間の待機費用等）のうちで、既に支払や待機が完了したもの
- 口）既に従事が完了した業務実績にかかる「報酬」（または、「直接人件費」、「その他原価」及び「一般管理費等」）

b) 部分払金額（税抜）

上記の契約金相当額（税抜）を査定した後、以下の式により、部分払金額（税抜）を算定します。

部分払金額（税抜） \leq 契約金相当額（税抜） \times （10分の9－前金払額／契約金額（税抜））

消費税抜きの部分払金額を算定しますので、「契約金額」についても消費税を控除して代入します。これは、複数の部分払及び最終払（精算払）において、消費税率が異なる場合においても、正確に消費税を認識・確定するための計算式となっています。

c) 消費税額

部分払金額（税抜）に消費税額を加算して、部分払金額（税込）を算出します。

消費税については、部分払の対象となる「一部業務」の完了に対する報酬に対して消費税額を確定するとの考え方にに基づき、「部分払金額（税抜）」に消費税率を乗ずるのではなく、「契約金相当額（税抜）」の10分の9の額に消費税率を乗じて算出します。

3. 概算払

(1) 支払請求の条件

概算払は業務の完了（検査合格）後に請求が可能となります。業務が完了したときには、速やかに業務完了届（様式9、10）を提出して、検査を受けてください。

(2) 請求限度額

契約金額（消費税含む。）の9割を上限に、概算払が請求できます。ただし、前金払及び部分払を受けている場合は、上限からこれらの額を差し引いた額が請求できます。

4. 最終払（精算払）

(1) 支払請求の条件

最終払（精算払）は業務の完了（検査合格）後、かつ発注者が支払うべき金額（確定金額）の決定通知を受けたときに、確定金額の支払が請求できます。

業務が完了したときには、速やかに業務完了届（様式9、10）を提出して、検査を受けてください。また、契約金額精算報告書を提出し、支払金額の確定を求めて

ください。

(2) 請求限度額

確定決定通知を得受けた確定金額が請求できます。ただし、前金払、部分払又は概算払を受けている場合は、確定金額からこれらの既払金額を差し引いた額が請求できます。

※様式は以下のウェブサイトを参照ください。

[コンサルタント等契約における支払いの請求について](#)

別添資料6：複数の前金払と部分払が混在する場合の取扱い

1. 背景・経緯

コンサルタント等契約における「前金払」については、契約約款第16条（前金払）第1項において、「契約金額の10分の4を限度」と規定していますが、過大な前金払額の支払いを抑制するため、当機構は会計細則を改正し、2020年4月より、契約履行期間が12ヵ月を越える場合は、契約金額全体の10分の4ではなく、12ヵ月分の10分の4を前金払の上限とすることとしました。

- （リンク）[当機構の会計細則](#)

これを踏まえ、2020年4月以降に公示しているコンサルタント等契約については、契約履行期間が12ヵ月を越える契約について、契約書本体において前金払を複数に分割し、前金払の請求限度額を制限する運用を開始しています。

この場合、複数回の前金払と部分払が発生するケースが生じ、「部分払」における「前金払金額の償却」方法について、多様なオプションが取り得るため、この協議に多大な時間を要していました。

そのため、前金払と部分払が混在する場合の取扱いにかかる基本的な対応方法を以下のとおり整理しますので、複数の前金払が設定されているときに契約交渉に際して部分払を提案される場合や契約変更で部分払を追加する場合、予めご理解いただきますようお願いいたします。なお、以下の運用により難しい場合は個別に対応いたしますので、ご相談ください。

2. 前金払上限の設定

契約履行期間が12ヵ月を超えるため、前金払の上限額を契約金額の4割未満に制限する必要がある場合、企画競争説明書等において、制限の内容を記述しています。例えば、契約履行期間が32ヵ月である場合に以下のとおり規定しています。

- 1) 第1回前金払（契約締結後）：契約金額の15%を上限とする。
- 2) 第2回前金払（契約締結13ヵ月後）：契約金額の15%を上限とする。
- 3) 第3回前金払（契約締結25ヵ月後）：契約金額の10%を上限とする。

前金払の制限については、原則として、この規定のとおりとさせていただきます。

上記は、契約履行期間中にほぼ均等に経費が支出されることを想定したものです。一方で、例えば、支出が均等ではなく1年目に集中する場合など、当該制約では契約業務の適切な履行に影響があると考えられる場合は、制約条件の変更について協議させていただきますので、ご相談ください。

3. 前金払の全額償却

複数の前金払と部分払が混在し、部分払の後に前金払が発生する場合、過払いを防ぐとともに、簡潔な計算とするため、部分払に際して、先行する前金払の金額を全額償却して部分払の請求額を算定することとします。部分払に関する契約約款の条문을**支払計画（打合簿）にて部分払の条項を**以下の通り上書きします。

【契約約款】

第17条

7 前項に定める部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。
 この場合における契約金相当額は、受注者が提出する契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。

第1項の契約金相当額 × $[(10 \text{ 分の } 9 - \text{前金払の額} / \text{契約金額})]$

【上書き内容】

第1項の契約金相当額 × $10 \text{ 分の } 9 - (\text{前金払の額})$

例えば、以下の支払方法が想定されます。先行する前金払の金額を全額償却する都合上、部分払は先行する前金払の全額償却が可能な時期で設定する必要があります。

【支払方法例】

- 1) 第1回前金払（契約締結後）：
 契約金額の15%を上限とする。
- 2) 第1回部分払：
 第2回現地セミナー実施までの業務を対象とする。
 （第一回進捗報告書に基づき、業務履行の完了確認を行う。）
 部分払の上限額は次式により算出した金額とする。
 $【第1回部分払の契約金相当額】 \times (10 \text{ 分の } 9) - 【第1回前金払の支払額】$
- 3) 第2回前金払（契約締結13ヵ月後）：
 契約金額の15%を上限とする。
- 4) 第2回部分払：
 母子手帳運用ガイドライン作成までの業務を対象とする。
 （第3回進捗報告書に基づき、業務履行の完了確認を行う。）
 部分払の上限額は次式により算出した金額とする。
 $【第2回部分払の契約金相当額】 \times (10 \text{ 分の } 9) - 【第2回前金払の支払額】$
- 5) 第3回前金払（契約締結25ヵ月後）：
 契約金額の10%を上限とする。
 （注）部分払の時期、回数によっては、過払い防止のため、その後の前金払の上限が変更になる可能性があります。

この方法で計算する場合の、部分払の契約金相当額計算書は以下の通りとします。

【部分払】

- コンサルタント等契約における支払いの請求について
 （参照：様式13：契約金相当額計算書（前払全額償却版））

なお、当初契約に含まれない部分払や前金払を追加する際は、三者打合簿にて上記の計算方法を合意します。

4. その他留意事項

契約期間の全体にわたって、主管部門の監督職員とともに支払計画と支出実績の適

時な把握の励行をお願いいたします。特に、契約締結後に当初の契約にはなかった部分払（場合によっては前金払）の追加を検討する場合には、契約期間の開始時点に遡って支払方法、支払時期及び支払金額を点検し、契約期間をとおして適切な支払い計画とすることにつき、ご協力をお願いいたします。

別添資料 7：業務実施契約における精算報告書の作成方法について

業務の完了及び精算報告書の提出から支払いまでの基本的な流れは以下のとおりです。（手順は番号のとおり）

精算報告書の提出から精算金額の確定までの所要期間は、精算報告書の内容により異なりますが、証拠書類が多量または精算報告書の内容に不備が多い等の場合は、金額の確定まで時間を要する場合がありますのでご注意ください。

また、精算報告書及び支払請求書の提出先は、調達・派遣業務部業務支援チームとなります。⁴⁰

| 受注者 | JICA 主管部署 | JICA 調達・派遣業務部 |
|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| 1 業務完了届、 成果品の提出 | 2. 成果品(*)の検査 | 成果品検査決裁の合議 |
| (期日までに精算報告 書の提出準備) | 3. 検査結果通知 | |
| 4. 精算報告書の提出 | ※この間に受注者は概 算払請求が可能 | 5. 精算報告書の検査 |
| 6. 修正等の対応 | | 7. 修正版の確認 |
| 9. 精算払請求書の発行 | | 8. 精算確定通知の発行 |
| 11. 請求金額の受領 | | 10. 請求書受領後 30 日 以内に支払 |

(*) 消費税のすべてを不課税とする契約については、成果品を業務完了報告書に読み替えます。

⁴⁰ 受注者用の業務支援チーム連絡先はこちらを参照[コンサルタント等契約に係る見積書及び請求書の電子データ提出及び押印の取扱いについて](#)

報告書の構成は以下のとおりとなります。

【精算報告書本体】

- (1) 契約金額精算報告書の提出について（社印省略可）
- (2) 契約金額精算報告書表紙
- (3) 契約金額精算報告内訳書
- (4) 精算報告明細書（報酬確認表）
 - ・業務従事者名簿
 - ・業務従事者の従事計画/実績表（監督職員確認印付）(写)
 - 注) 業務従事者の従事計画・実績表の様式は、「業務実施契約における契約管理ガイドライン」を参照してください。

【精算報告書証拠書類】

- (1) 旅費（航空賃）
 - ・精算報告明細書（航空賃）
 - ・証拠書類附属書（航空賃）
 - ・証拠書類（航空賃）
- (2) 旅費（その他）
 - ・精算報告明細書（日当・宿泊料等、特別手当）
 - ・精算報告明細書（戦争特約保険料）
 - ・証拠書類（戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費
 - ・精算報告明細書（一般業務費）
 - ・一般業務費支出実績総括表（監督職員確認印付）(写)
 - 注) 一般業務費支出実績総括表の様式は、「業務実施契約における契約管理ガイドライン」の打合簿事例を参照してください。
 - ・一般業務費出納簿
 - 注) 一般業務費出納簿は、費目（小項目）毎かつ月毎に作成ください。
 - ・証拠書類（一般業務費）
- (4) 成果品作成費(*)
 - ・精算報告明細書（成果品作成費）
 - ・証拠書類（成果品作成費）

(*) 消費税のすべてを不課税化する契約については、成果品作成費を報告書作成費に、成果品を報告書に読み替えます。
- (5) 機材費
 - ・精算報告明細書（機材費）
 - 1) 機材購入費
 - ・証拠書類（機材購入費）
 - ・打合簿（写）(締結された機材調達契約の確認について)
 - ・貸与物品リスト
 - 注) 貸与物品リストについては、「コンサルタント等契約における物品・機材の

調達・管理ガイドライン⁴¹」を参照してください。

- ・ 機材を先方実施機関に譲渡・供与した場合は、先方実施機関からの受領書。事業終了に当たって機材を JICA 在外事務所に返却した場合は、事務所の受領書。いずれも写し。
- 2) 機材送料
 - ・ 証拠書類（機材送料）
- (6) 再委託費
 - ・ 精算報告明細書（再委託費）
 - 1) 現地再委託費
 - ・ 証拠書類（現地再委託費）
 - ・ 打合簿（写）（締結された現地再委託契約の確認について）
 - 2) 国内再委託費
 - ・ 証拠書類（国内再委託費）
 - ・ 打合簿（写）（締結された国内再委託契約の確認について）
- (7) 国内業務費
 - 1) 技術研修費
 - 2) 招へい費
 - 本邦研修、招へい業務は、本体事業とは切り離して、精算手続き不要とした技術研修等支援業務約款を適用し、別契約としています。詳細は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照してください。
 - 3) 諸雑費
 - ・ 証拠書類（諸雑費）

※様式は以下のウェブサイトを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

以上

⁴¹ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

別添資料 8 : 精算報告書の電子提出方法について

精算報告書の提出については、2021 年 10 月から原則、電子ファイル（PDF）での提出とし、原本提出を廃止致します。また、既に原本提出として作成済みのものについては、電子ファイルへ変更する必要はありません。新規に作成する際には、電子ファイルでの提出としてご準備いただき、精算報告書提出予定日の 5 営業日前までに以下のメールを送付願います。

宛先 : e_seisan@jica.go.jp

件名 : 精算報告書（又は支出実績中間確認）電子提出先 URL 作成依頼_（調達管理番号）_（案件名）

〔例 : 精算報告書電子提出先 URL 作成依頼_20a00001_●国●●事業〕

電子ファイル（PDF 形式）提出に係る詳細は、以下リンク先「契約金額精算報告書および契約金額支出報告書の電子ファイル（PDF 形式）提出・修正マニュアル」を参照してください。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

提出にかかる問い合わせ先 :

調達・派遣業務部 業務支援チーム : e_seisan@jica.go.jp

参考資料 1 : コンサルタント等契約（業務実施契約）に係る報酬単価について

I. 現地業務主体の契約

コンサルタント等契約に係る報酬単価は、2019 年度に実施した「コンサルタント等契約に係る経費実態調査」により、実際に受注され実施された業務における経費の実態を明らかにし、この経費実態に基づき設定しています。具体的な設定方法は以下のとおりです。

1. 報酬の内訳

経費実態調査は、企業会計に即した情報の収集・分析を行いました。

この方針に基づき、「報酬」には、「直接人件費」、「その他原価（≡間接原価）」、「一般管理費」及び「付加利益」を含んでいます。

それぞれの費目の具体的な内容は以下の通りです。

| | |
|-------|--|
| 直接人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当該業務に従事する技術者の人件費。各種社会保険事業主負担を含む。 |
| その他原価 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当該業務の担当部署事務員の人件費・福利厚生費、業務担当部署の事務所経費、水道光熱費等の経費（＝間接原価）。 ● 直接経費として契約書に規定される費目（すなわち、本文表 3 に記載される費目）を除いた直接経費。具体的には、業務従事者等が日常業務等で一般的に必要な文房具や日用品、パソコン等事務機器及び損料、査証代、予防接種代、海外旅行保険料、銀行手数料、打合せ等に係る日本国内の旅費等を含む。 |
| 一般管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約業務を実施する企業の全般的な管理業務（総務や人事、経理等の一般管理部門の業務）に要する経費。役員報酬・賞与金、一般管理部門事務員の給料・手当・退職金、減価償却費、地代・家賃、事務用品費、通信交通費、保険料、交際費、租税公課等を含む⁴²。 |
| 付加利益 | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約業務を受注する法人を継続的に運営するのに要する費用。法人税等の税金、株主配当金、内部保留金、営業外費用等を含む。 |

2. 直接人件費

経費実態調査において、直接人件費単価についても実態を調査しました。開発コンサルタント業界においては労働形態が多様であり、全容を把握することに困難が伴いましたが、全体として、国土交通省が毎年度定める「設計業務委託等技術者単価」とほぼ同等であることが確認できました。併せて、コンサルタント等契約の受注金額によるウェイトを加味した場合、上記単価を確定するために国土交通省が毎

⁴² 業務実施国との租税条約に関する詳細・不明点等は財務省のホームページでご確認いただくか、所轄税務署へ直接ご照会ください。（我が国の租税条約等の一覧：財務省）。

年実施している「設計コンサルタント業務技術者給与実態調査」の対象となっている受注者の割合が48%を占めている（重複している）ことも確認できました。

このため、直接人件費単価については、国土交通省が定める「設計業務委託等技術者単価」のうち、計画、調査、設計等業務に適用される「設計業務」の単価を準用しています。具体的には、国土交通省が定める当該単価（日額）に20を乗じて「月額単価（上限額）」を設定しています。

3. その他原価

「その他原価」は、経費実態調査に基づき、次の算式により算定しています。

その他原価の経費率は、上述のとおり、間接原価及び契約上「直接経費」として計上されていない直接経費を含むものとして設定されています。

$$\begin{aligned} \text{その他原価} &= (\text{直接人件費}) \times (\alpha / 1 - \alpha) \\ \alpha &= 50\% \end{aligned}$$

$\alpha = 50\%$ という値は、国土交通省の設計業務等積算基準で定められている $\alpha = 35\%$ と比較して高い値となっていますが、これは、コンサルタント等契約の業務が海外、特に途上国における業務であること、1件の業務に複数の分野が内包されること等から、様々な付帯作業が発生する性格が反映されていると判断しています。

4. 一般管理費等

「一般管理費等」は、一般管理費と付加利益を合わせたものであり、経費実態調査に基づき、次の算式により算定しています。なお、付加利益については、経費実態に基づくものではなく、一般に公表されている企業の財務データ（全産業1,629社及び非製造業630社）を基に理論値として算定しています。

$$\begin{aligned} \text{一般管理費等} &= (\text{直接人件費} + \text{その他原価}) \times (\beta / 1 - \beta) \\ \beta &= 35\% \end{aligned}$$

なお、紛争影響国・地域における業務については、報酬単価の加算として、 β に5%加算し、40%としています。

5. 報酬単価

報酬単価は、直接人件費、その他原価及び一般管理費等を合計した金額を月額単価（上限額）として設定しています。

なお、上述の計算式をそのまま適用すると、報酬単価（月額上限額）に千円未満の端数が生じるため、各格付において百円の位を**四捨五入**しています。

II. 国内業務／国内業務主体の契約

国内業務／国内業務主体の契約については、報酬単価は定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等をそれぞれ積算します。費目構成や積算方法は本ガイドライン本文「VIII. 国内業務／国内業務主体の契約」を参照ください。

以上

参考資料 2：業務実施契約（単独型）の報酬の内訳

○報酬の構成

コンサルタント等契約の報酬は、直接人件費、その他原価、及び一般管理費等（一般管理費＋付加利益）で構成されています。

2019年度に実施した「コンサルタント等契約に係る経費実態調査」に基づき、以下のとおり積算基準を改正しました。

(1) 直接人件費

上記調査に基づき、国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」に準拠しています。

(2) その他原価

次の算式により算定しています。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times (\alpha / 1 - \alpha)$$

上記調査の結果、 $\alpha = 38\%$ と提案されましたが、業務実施契約（単独型）の性格から、その「その他原価」は業務量が多くなるにつれ逡減していくと想定されるため、発注実績（業務人月実績）の重みをつけて平均する $\alpha = 38\%$ となるように、下表のとおり月ごとの α の値を設定しました。

| 業務人月 | α の値 |
|------|-------------|
| ～ 2 | 46% |
| 2～ 3 | 38% |
| 3～ 4 | 30% |
| 4～ 5 | 24% |
| 5～ 6 | 18% |
| 6～ 9 | 12% |
| 10～ | 8% |

国内業務／国内業務主体の契約については、上記にかかわらず、 $\alpha = 35\%$ とする。

(3) 一般管理費等

次の算式により算定しています。

$$\text{一般管理費等} = (\text{直接人件費} + \text{その他原価}) \times (\beta / 1 - \beta)$$

上記調査の結果、 $\beta = 35\%$ と提案されました。

(4) 国内業務／国内業務主体

国内業務／国内業務主体の契約については、本ガイドライン本文「Ⅷ. 国内業務／国内業務主体の契約」を参照ください。

以上

参考資料 3 : コンサルタント等契約における業務内容と業務従事者の格付目安

以下リンク先、プロポーザル作成ガイドライン別添資料 5 を参照

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

参考資料 4 : 様式集（変更契約兼用_見積書_契約金額内訳書_契約金額詳細内訳_業務従事者名簿／入札金額内訳書（兼契約金額内訳書）_業務従事者名簿）

以下リンク先参照

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html#a06

参考資料 5 : 精算チェックポイント

以下リンク先（様式集＞参考「精算チェックポイント集」）参照

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html#a06